

日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル(BDRT)提言に対する  
日本政府よりのレポート

平成19年3月

注:本レポートの記載内容は、平成19年1月26日時点での状況を踏まえ、作成されている。

## 目次

第1 ワーキング・パーティ（貿易・投資）	3
1．外国直接投資の促進に関する枠組み合意をフォローアップするための具体的かつ集中的な取り組み	3
2．投資の成果に対する保障	5
3．迅速な事業展開の支援	8
4．法制・税制上の観点からの事業再編の支援	11
5．規制改革の推進	12
6．企業統治	14
7．外国会社の法的存在に関する安定した規則の整備	15
8．断固たる改革による経済成長の促進	16
9．海外投資を支援するための法制・税制の現代化	17
10．優れた企業統治の促進による開放性の向上	18
11．官民パートナーシップの推進	19
12．日本郵政公社の民営化	21
13．規制改革による事業展開の促進	23
14．規制プロセスにおける透明性と一貫性の確保	25
15．日本の食品添加物リストの改革	26
16．日本における医療機器認証への海外治験データ活用の促進	28
17．欧州・日本間の航空運賃の設定における柔軟性の向上	29
18．在留外国人の日本出入国の容易化	30
19．電気通信分野における市場原理の強化	31
20．航空機調達における市場メカニズムの強化	32
21．民間航空機の開発・生産における EU・日本間協力の推進	33
22．CFC 税制（タックス・ヘイブン税制）の改正	34
第2 ワーキング・パーティー（会計・税制）	35
23．会計	35
24．税制	37
第3 ワーキング・パーティ（情報通信技術（ICT））	38
25．ICT がもたらす社会的利益	38
26．セキュリティ（電子政府を含む）	41
27．国際標準化を目指した研究開発の協力	44
28．ICT の力強い発展を促す規制環境の整備	46
29．知的財産権政策	50
第4 ワーキング・パーティ（WTO）	52
30．WTO に関する共同宣言	52
第5 ワーキング・パーティ（生命科学/バイオテクノロジー（LS&BT））	57
31．全体的な提言	57
32．健康 LS&BT	59
34．植物 LS&BT	64

## 第1ワーキング・パーティ（貿易・投資）

### 1. 外国直接投資の促進に関する枠組み合意をフォローアップするための具体的かつ集中的な取り組み

#### BDRT提言

- (1) EU および日本の政府首脳は、2004年東京で開催された EU-日本サミットにおいて採択された「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」をフォローアップし拡大すべきである。さらに、EU-日本間の投資促進に実質的影響力のある具体策が作られるべきである。
- (2) その具体策は評価可能であるべきで、次の4つの優先課題、すなわち「投資の成果に対する保障」「迅速な事業展開の支援」「事業再編の支援」「規制改革の推進」を重点課題とすべきである。
- (3) その進捗状況は、EJBDRT および、一般市民に定期的に報告されるべきである。

#### 現在までの対応状況

2004年6月の日・EU定期首脳協議の際に発出された「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組み」に関連する具体的案件については、日・EU規制改革対話及び日・EU行動計画運営グループ会合等の場において検討がなされている。2006年4月の日・EU定期首脳協議共同プレス・ステートメントにおいて日・EU首脳は、「貿易と投資の潜在的可能性が十全に実現されるようにこれらを促進するための対話と協力を一層強化する」ことを確認した。また、同ステートメント別添の「日・EU行動計画の実施状況」において、「日・EU 双方向投資促進のための協力の枠組みの実施における更なる進展」として、「2005年6月の第3回世界投資会議、同9月の日・EU投資促進専門家交流プログラム及び同12月のCSRに関する日・EU対話、日・フランス及び日・ベルギーの社会保障協定の発効に向けた進展、2006年2月の日英新租税条約の署名」が確認された。また、2007年1月には、日・ベルギー社会保障協定が発効するとともに、日仏租税条約改定議定書の署名が行われた。今後とも、人的・経済的交流の状況等に照らし、社会保障協定が必要な国との間で、順次、協定締結に向けた努力をしていく。

また、中長期的観点から、我が国経済の発展と国民生活の向上に対日直接投資を活用すべく、2006年6月に、2010年までに対日直接投資残高の対GDP比倍増を目指す「対日直接投資加速プログラム」を決定したところであり、今後もEUからの一層の投資拡大を期待する。

なお、上記規制改革対話の提案書及び日・EU定期首脳協議共同プレス・ステートメントは速やかに公表されてきている。

## 今後の見通し

日本とEUは、上記「日・EU投資枠組み」に明記された諸措置については、これまでの日・EU定期首脳協議にコミットメントに基づいて、引き続き取り組みを推進していく。

(注) BDRT提言(2)の「4つの優先課題」については、第2～5項目の回答を参照。

## 2. 投資の成果に対する保障

### BDRTの提言

#### (1) 二重課税の回避

日本および欧州の政府は、子会社から親会社への配当の支払い、また関係会社間の使用料(ロイヤルティ)と利子の支払いに対する源泉税を、可能な最大限の範囲で免除すべきである。さらに、日本政府は、こうした免除の結果生じる外国税控除限度額の縮小を回避する措置を導入すべきである。

欧州委員会は、第三国との二国間租税条約の締結に取り組んでいるEU加盟国との間の協力を促進すべきです。日本政府は、時代にそぐわなくなったEU加盟国との全ての二国間条約を大幅に改正する努力をすべきです。さらに、日本が二重課税条約をまだ締結していないEU加盟国との交渉開始を特に優先すべきである。

#### (2) 移転価格に関するコンプライアンス・コストの低減

国際的に移転価格制度を簡素化・合理化し、移転価格に関連するコンプライアンス・コストを低減させることは、EUと日本の企業の国際競争力の強化につながります。両政府は、以下の目的のため、EU加盟国間で設立された共同移転価格フォーラム(JTPF)のような共同フォーラムを立ち上げるべきである。

様々な移転価格税制の順守に要するコストを低減するため、EU・日本間、EU加盟国間で解釈や文書化要件を共通化・簡素化すべきである。

EU加盟国と日本の間の二国間および多国間の事前価格合意(APA)の手続きを改善し、費用をかけずに容易にAPAの合意が行えるようにすべきである。また、EU加盟国と日本政府間のAPA取得を容易とするため、JTPFにおけるAPA取得手続きに関する情報・進捗状況を、日本政府・BDRTに提供すべきである。

#### (3) 資本参加免税

EUとその加盟国および日本の政府は、EU・日本間の直接投資を促進するために、中長期的目標として、資本参加免税制度の導入および/または拡大を検討すべきである。

### 現在までの対応状況

#### (1) (税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

二重課税の防止については、我が国は、日欧間の緊密な経済関係を反映して積極的に投資交流の促進を図る観点から、欧州諸国との租税条約ネットワークの充実を図ってきている。2006年2月には英国との間で現行の租税条約を全面的に新しくする新条約への署名を行い、2006年10月に発効させたところである。新条約は、投資所得(配当、利子及び使用料)の支払いに対する源泉地国課税を大幅に軽減し、また、こうした減免措置の拡大と併せ、租税回避の防止のための措置

をとっている。

また、フランスとの間でも、2007年1月、現行条約を一部改正する議定書への署名を行った。本改正により、新日英租税条約のように源泉地国課税を軽減するとともに、我が国租税条約として初めて相手国の社会保障制度に支払われる社会保険料の所得控除を相互に認める規定を導入することとしている。

(2) 移転価格税制の執行については、以下に記すとおり、OECD 租税委員会での議論を中心として様々な論点からの検討を行っているところであり、特に日本 EU 間での新しい共同作業部会を設置する必要はないものとする。

について

我が国としては、納税者が異なる課税管轄の移転価格の文書化基準に合致するために一定の費用負担をしていることについては理解している。また、移転価格上の文書化に関して共通の基準を設けることは、課税当局に対し国外関連取引に関する分析を行う上で有益な資料を提供し、移転価格上の争いを減少させることに寄与すると理解している。

本件については、EU ではないが、環太平洋税務長官会議(PATA)の加盟国(豪、加、米、日)との間で、移転価格の文書化に関するパッケージを策定し、3つの原則を示すとともに、調査において必要な資料の同時文書(その対象となった取引が行われた時点で存在していた文書、あるいは各国の規定に基づく納税申告書の提出期限までに作成された文書で、その間に生じた取引に関連する情報を含んだものをいう)を具体的に掲げている。

) 多国籍企業は、課税当局の決定したルールに従い、独立企業原則に則った移転価格の設定のために十分な努力を払うこと。

) 多国籍企業は独立企業原則に従った移転価格設定を行う過程で同時文書を作成し、保存すること。

) 多国籍企業は課税当局の求めに応じ迅速に文書を提出すること。

この移転価格に係るモデル・ドキュメンテーション・パッケージについては、納税者がこれを利用することは強制ではなく、PATA 参加国の国内ルールにより課される以上の義務を課さないこととなっている。我が国には、移転価格に関する同時文書化の法的規定はないが、移転価格調査において求める資料は、この PATA モデル・ドキュメンテーション・パッケージと概ね一致している。

また、我が国はもちろん、大半の EU 加盟国は OECD のメンバー国であり、移転価格税制に関する国際的なルールについては、従来より OECD 租税委員会を通じて行ってきたところである。よって、制度の解釈については、今後においても、「OECD 移転価格ガイドライン」等に則り、OECD の場で議論すべき問題である。

について

我が国においても、二国間及び多国間 APA の有効性を認識しているところであり、移転価格税制の円滑な執行、移転価格課税に関連する企業の事務負担の軽減、及び企業経営の予測可能性確保のため、積極的に推進しているところである。EU 加盟国との間でも円滑に二国間及び多国間 APA に係る相互協議が進められてい

るところであり、格別の問題は生じていない。

なお、APA は、企業が申し出る独立企業間価格の算定方法について税務当局が確認を行うものであるが、適切に確認するためには、納税者から取引の概要、関連する財務データ等、必要な情報を提出してもらうことが不可欠であり、また、ある程度の期間をかけて行わざるを得ないものである。APA 申出手続き自体はそれほど煩雑なものではなく、納税者から費用も徴収してはいない。

我が国の事前確認制度については、従来より事務運営指針を発遣・公表しており、更に2003年からは「APA レポート」を国税庁ホームページにて発表している(英訳あり)ことから、我が国の事前確認制度及び執行状況の参考とされたい。

(3)(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

## 今後の見通し

(1) (税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

日仏租税条約改正議定書の発効に向けた手続きを進める他、欧州諸国においては現在、オランダとの間で租税条約の改正交渉を進めており、今後も必要に応じ、取り組んでいく方針である。

(2) について

今後とも、移転価格に関する国際的なルールについては、我が国及び EU 双方ともに OECD における議論の中でより一層の明確化に努めていくべきと考える。また、文書化の問題については、我が国としては、PATA におけるモデルドキュメンテーションパッケージに合意しているところであり、また、今後とも、OECD における議論に積極的に関与していくべきと考えている。

について

上記の通り、手続き、費用について、特段の問題は生じていないが、二国間及び多国間APAの件数は増加することが見込まれており、今後も適切かつ迅速な処理に努めたい。

(3)(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

### 3. 迅速な事業展開の支援

#### BDRTの提言

##### (1) 人的資源移動の円滑化、迅速化

###### (a) 社会保障保険料

各政府は、社会保障条約を速やかに締結し、企業内転勤者による本国と滞在国の社会保障制度への保険料二重払いを回避するための措置を導入すべきである。さらに、各政府は、滞在国が片務的に保険料を免除する形か、海外在住者が本国へ帰国する際に、滞在国で支払った年金保険料が全額払い戻される形の暫定措置を導入すべきである。

###### (b) 労働滞在許可

(i) 両政府は、EU・日本間の企業内転勤者の労働滞在許可(または自営業主の滞在許可)の取得手続きを簡素化・迅速化する事に合意すべきである。また、労働滞在許可や自営業者の滞在許可を赴任国への入国後に申請できるようにすべきである。さらに、配偶者にも、労働滞在許可や自営業者のための滞在許可など、当該許可保持者と同じ権利を到着時に付与すべきである。

(ii) 日本政府は、ビザを保持する外国人に対して、出国の際は在留資格を放棄し外国人登録証を返納するよう義務づけているが、これを廃止すべきである。現行の制度では、再入国する場合には別途に再入国許可を申請し取得しなければならない。これを改め、ビザが発行された時点で、自由に出国し再入国することが自動的に認められるようにすべきである。

##### (2) 情報保護：国際データ移転

日本の個人情報保護法は、EUの個人情報保護法がEU加盟国から日本への個人情報の転送を許可するにあたって義務づけている保護レベルを満たすよう、修正されるべきである。

#### 現在までの対応状況

##### (1) 人的資源移動の円滑化、迅速化

###### (a) 社会保障保険料

(i) 我が国はEU諸国との間で社会保障協定締結の努力を鋭意行っており、既に独、英国、ベルギーとの間で協定を締結し、仏との間で協定に署名済みである。更に、現在、オランダと交渉を行っているほか、スペイン及びチェコとの間で社会保障協定締結に向けた情報・意見交換を鋭意進めているところである。

(ii) 暫定措置については、我が国の年金制度においては、短期滞在の外国人が帰国する場合に、外国人本人が負担した保険料の額などを考慮した額を「外国人脱退一時金」として支給する仕組みを既に設けている。



## (b)労働滞在許可

(i) 政府は簡素化・迅速化のための各種措置を講じている(措置の内容については、前々回のプログレスレポートを参照)。

なお、本邦で在留資格「企業内転勤」に係る活動(就労活動)を行おうとする者が、上陸審査の段階で有効な査証を所持するなど上陸のための条件に適合し、入国審査官から在留資格「企業内転勤」が認められることにより、我が国では上陸許可の段階から就労活動を認めている。例えば、在留資格「短期滞在」(非就労資格)で入国(上陸)後に、あらかじめ我が国で就労が認められるよう別途申請するという場合には、最終的に就労資格を得るまでの手続等を考えると、(それまでは就労することはできないため)あらかじめ入国前に適切な査証を取得して上陸申請に及ぶことが最も迅速な手続と考えられる。

また、企業内転勤者の配偶者の就労活動については、前回のプログレスレポートを参照ありたい。

(ii) 有効な再入国許可を所持し、同一滞在目的で再入国するために一時的に日本を出国する場合には、市区町村の長から交付された外国人登録証明書を返納する必要はない。外国人登録制度は本邦に在留する外国人の登録を実施して居住関係及び身分関係を明確ならしめるものであって、再入国許可を受けて出国する場合などを除き出国する時に入国審査官に外国人登録証明書を返納しなければならない。

再入国許可制度は、我が国に在留する外国人が再び入国する意図をもって一時的に出国する場合に、あらかじめ同許可を受けておけば、本来、入国の度に必要となる査証が不要となるなど、入国・上陸手続を簡略化し、当該外国人の利便を図るためのものでもある。よって、同制度は、円滑な入国・上陸手続の実現に役立つ制度として十分必要性及び合理性がある。

法務省は、再入国許可の有効期限の延長(1999年の入管法改正により1年から3年に延長)の他、昨年の入管法改正により、自動化ゲート導入による上陸審査手続の一層の円滑化に取り組んでいる。

(2) 日本においては、OECD8原則を踏まえ、平成15年5月、個人情報保護に関する法律が成立、公布され、平成17年4月に全面施行された。法律が全面施行されたことにより、個人情報保護に関する国民の意識が高まるとともに、事業者の取組も進んできているところである。また、事業所管省庁においても、必要に応じ、それぞれの事業分野の実情に応じたガイドライン等の策定・見直しを行い、事業者に対する指導、監督を実施するなど、適切に対応しているところである。

## 今後の見通し

- (1) 人的資源移動の円滑化、迅速化  
(a) 社会保障保険料

社会保障協定締結に当たっては、相手国の社会保障制度における社会保険料負担の規模、在留邦人及び進出日系企業の状況、経済界からの要望、二国間関係及び我が国と相手国の社会保障制度の相違等を総合的に考慮しながら、優先度の高い国から順次社会保障協定締結交渉開始に向けた情報交換を引き続き進めていく所存である。

また、協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的として、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案(仮称)」を本国会へ提出することとしている。

(b)滞在労働許可

外国人労働者の受入れの円滑化、手続の迅速化については、我が国の出入国管理制度を踏まえて、今後も適宜見直しを行う。

- (2)日本の個人情報の保護に関する法律は、個人情報保護に関する国際的な取組を踏まえ、個人情報保護のあり方と憲法上の諸要請との調和に関する様々な国民的な議論を経て制定されたものである。同法律のうち事業者の義務を定めた法第4章の規定は、我が国の実情に照らしてOECD8原則を具体化したものである。

引き続き、各主体において、同法律及び個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、各省庁のガイドライン等に基づく取組が行なわれ、その実効性が確保されることにより、国際的にも十分なレベルの保護が確保されるものと考えている。

#### 4 . 法制・税制上の観点からの事業再編の支援

##### BDRTの提言

- (1) EUと日本で進んでいる会社法改正は、株式交換や資産移転を伴うEU・日本間の国境を越えた円滑な事業再編を容易にするような内容で実施すべきである。
- (2) 株式交換や資産移転を伴う再編を含む事業再編から生じる含み益に対する課税猶予の範囲を拡大するため、税法を改正すべきである。

##### 現在までの対応状況

- (1) 2005 年に制定された会社法においては、三角合併を可能にする「合併等対価の柔軟化」が図られている。それに関する会社法の規定の施行については、2007 年 5 月 1 日と定められている。
- (2) (税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

##### 今後の見通し

- (1) 上記の規定は、2007 年 5 月 1 日に予定どおり施行されることとなる。
- (2) (税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

## 5 . 規制改革の推進

### BDRTの提言

EUと日本は、製品・サービスに関連する不合理な認可手続きを廃止し、製品の基準・認証・届出の相互承認を今後も推進していくべきである。新たな基準の導入に際しては各政府が相互に協力し合い、基準の収斂(コンバージェンス)を確保し、将来的に貿易障壁をつくらないようにすることも重要である。

この実現に向けた最善の方法は、継続中の日・EU規制改革対話を通じて取り組みを進めることである。

また、医療機器、動物の健康、食品安全など専門性の高い分野の自由化を促進するため、必要に応じて、主体となる作業部会の下に高度な知識を持つ専門家の小グループを設置することも考えられる。

### 現在までの対応状況

製品の基準・認証・届出の相互承認に関しては、「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」「措置事項 19.基準認証等関係」(参照)に基づき、見直しを実施している。個々の基準認証等の制度については、事業者による自主的な取り組みによって達成出来るものについては、真に国が関与した仕組みとして維持する必要があるかどうかについて抜本的な見直しを行ってきた。また、基準の国際的整合化については、国際規格が既に存在するものについては、妥当性を検証した上で、当該国際規格との整合化を図るほか、国際規格の存在しないもの等については、我が国の規格に基づく国際規格の提案や採用の働きかけを行い、また、外国データの受入や相互承認を推進してきた。さらに、事業者の負担軽減のため、複数の基準に係る検査が行われる場合には、類似の検査事項については重複検査を排除する等、措置を講じることとしている。

日・EC相互承認協定に関し、通信端末機器及び無線機器分野、電気製品分野、化学品GLP分野、医薬品GMP分野の4分野において相互承認を実施している。2006年にも、同協定下の適合性評価機関の新規登録、GLPラボリストの交換等を行った。同年10月には第4回医薬品GMP分野小委員会会合を開催し、同分野の円滑な運営等につきEC側と協議を行った。

1994年に開始した日・EU規制改革対話は、2005年の日・EU定期首脳協議において、「在外自国民の生活及び労働環境改善のための現実的解決策を見出す等の具体的成果を出し続けた」との評価を得ている。また、2006年の首脳協議においても、「日・EU規制改革対話を通じて双方の関心事項及び未解決の懸案事項に取り組むことを含め、貿易と投資の潜在的可能性が十全に実現されるようにこれらを促進するための対話と協力を一層強化する」と言及されるとともに、2007年度日・EU定期首脳協議までの重点事項の一つに位置づけられている。

日・EUは、平成18年12月に開催した規制改革対話東京会合において、EU側の対日提案を中心に協議した。EU側からは、パブリック・コメント制度、情報・通信技術分野における競争促進の取組、銀行・保険に関する規制の見直し、郵政民営化の取組、医薬品・医療機器承認プロセスの改善、木材基準に関する専門家協議の促進、食品包装に関する新試験法の導入への取組等における日本側の取組について評価が表明された。

また、同会合では、日本側の対EU提案の内、重点項目として、日本の会計基準と国際会計基準(IFRS)の同等性評価、検疫・食品安全(EU 諸国向けの日本産肉及び肉製品の輸出解禁要請)、貿易・関税(テレビカメラシステムのアンチダンピング調査における、カムコーダ、ボックスの調査対象からの除外要請)、EU による新化学品規制(REACH)案、滞在労働許可手続きの迅速化・簡素化に関する要望を取り上げ、EU側の前向きな対応を要請した。

また、平成19年3月にブリュッセル会合を開催し、欧州駐在日系企業からの要望等を踏まえ、EUの商法・商慣行等の分野横断的事項、会計基準の同等性評価の問題等も含めた業種別規制、環境規制、並びに滞在労働許可証や運転免許等のビジネス環境の基盤的事項等、広範にわたる日本側の対EU提案を中心に協議を行いEU側の善処を求める方針である。

日・EUは、上記東京会合の機会に、EU側提案事項の内、医療・化粧品、動物用医薬品、食品安全及び農産品等の分野に関し、各々専門家級会合及び課長級会合において、実務者間の意見交換・協議を実施した。また、これまで日・EUは、木材基準に関する専門家対話を2006年3月(ブリュッセル)、同年10月(東京)の二回開催し、専門家間での情報交換・意見交換を実施している。

#### 今後の見通し

基準・認証等の分野については、平成18年3月に再改定された「規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)」に基づき見直しを更に行う予定。

日・EU は、双方の貿易・投資の潜在的可能性を十分に実現することを目的として、日・EU 規制改革対話枠組みを通じた協力を一層強化していく方針。

## 6 . 企業統治

### BDRTの提言

企業統治と企業情報開示に関する規則の適用には、EU 内で一貫性を持たせるべきである。また、日本とEU の両方で事業活動を行う企業が2つの企業統治基準に準拠しなくてよいようにする必要がある。すなわち、母国の企業統治基準と所在地国の企業統治基準の両方に従うことを企業に課すべきではない。母国の企業統治基準にのみ準拠すればよいようにすべきである。

### 現在までの対応状況

### 今後の見通し

(本提言内容のうち、財務報告に関する内部統制に関しては、本レポートの「23 . 会計(2)」を参照。)

## 7. 外国会社の法的存在に関する安定した規則の整備

### BDRTの提言

日本政府は、日本において支店形態で事業を行う外国会社に関する法的確実性を確保するため、会社法第 821 条の見直しを含め、あらゆる手段を講じるべきである。また、外国企業にとって根本的な重要性を持つ規則が事前の通知や協議を伴わずに変更されることのないよう、措置を講じるべきである。

### 現在までの対応状況

擬似外国会社に関する会社法 821 条の規定は、旧商法 482 条と同様の規定である。会社法 821 条は、「擬似外国会社」の意義には変更を加えないまま、擬似外国会社にも法人格を認める等の点で、旧商法 482 条に比して擬似外国会社にとって法律的に有利な内容を規定している。したがって、会社法 821 条は、我が国において旧商法の下で適法に事業を行ってきた外国会社に対し、何らの不利益を与えるものではない。このことは、会社法の制定時における参議院の附帯決議や 2006 年 3 月に法務省が発した通達においても明確にされている。

### 今後の見通し

会社法 821 条については、上記の参議院の附帯決議により、会社法の施行後における外国会社に与える影響を踏まえ、必要に応じ、見直しを検討することとされている。そのため、日本政府としては、今後も会社法 821 条の規定が外国会社に与える影響を注視していくつもりである。もっとも、現在のところ、会社法 821 条の規定の見直しを行う具体的な予定はない。

## 8．断固たる改革による経済成長の促進

### BDRT提言

景気回復を維持するため、日本政府は構造改革課題への取り組みを継続することが重要である。現在の経済情勢は、日本がその野心的な改革目標を存分に実現する、またとない機会をもたらしている。

### 現在までの対応状況

財政出動に頼らず構造改革を推進するという中期方針の下、不良債権の処理を始めとする経済社会全般にわたる改革が推進されてきた。今や主要行の不良債権問題は正常化し、企業が抱える“三つの過剰”もほぼ解消した。景気は2002年(平成14年)初を底として改善に向かい、地域間などで不均衡があるものの、息の長い回復が続いている。デフレからの脱却も視野に入るなど、ようやく未来への明るい展望を持つことのできる状況となった。

### 今後の見通し

日本が人口減少社会を迎える中で、生産性を向上させ、成長力を強化することが必要である。このため、日本経済を中長期的に新たな成長の舞台に引き上げていくことが重要であり、今後5年間に取り組むべき改革の方向性を示した「日本経済の進路と戦略」を策定した。これに基づき、革新的な技術、製品、サービスなどを生み出すイノベーションと、アジアなど世界の活力を我が国に取り入れるオープンな姿勢により、成長の実感を国民が肌で感じることができるよう、新成長戦略を力強く推し進めていく。

また、経済成長を維持するためには、車の両輪として、財政健全化が不可欠であることから、歳出・歳入一体改革を着実に推進するとともに、抜本的な行政改革を強力に推進し、21世紀にふさわしい仕組みを作り上げるため、「行政改革推進法」等に基づき、簡素で効率的な政府を実現するなど、様々な改革を実現していく。



## 9．海外投資を支援するための法制・税制の現代化

### BDRT提言

日本政府は、2007年5月に導入される三角合併の仕組みのもとで行われる株式交換に対し、日本株式のみが関与する株式交換と同様の取り扱いを確保すべきである。三角合併によって生じるキャピタルゲインを課税猶予の対象とすべきである。

### 現在までの対応状況

三角合併を可能にする「合併等対価の柔軟化」に関し、「譲渡制限株式等」の範囲を定める法務省令の規定については、同省令の附則により、会社法施行後の状況を踏まえ、その見直しの要否を検討することが予定されていたところである。

現在、自由民主党「商法に関する小委員会」、公明党「企業法制に関するPT」などにおいて、上記の規定の見直しの要否について議論がされているところである。

(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

### 今後の見通し

上記の「商法に関する小委員会」、「企業法制に関するPT」など関係各方面で行って頂いている議論の結果、合併等に係る株主総会の承認決議について「特別決議」を原則とする会社法の体系等も踏まえ、「合併等対価の柔軟化」が施行される2007年5月1日に間に合うよう適切に対応していく。なお、法務省令の関係規定を改正することとなった場合には、法令に基づき、事前に30日以上意見募集期間を確保した上で、その改正内容についてパブリックコメント手続を行う。

(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

## 10．優れた企業統治の促進による開放性の向上

### BDRT提言

政府は、企業が既得権益を不当に確保することを強制的に抑止することにより、透明性の高い企業統治を促進すべきである。経済産業省と法務省が策定した買収防衛策に関する指針は、理にかなった内容であり、この指針に法的拘束力を持たせるべきである。

### 現在までの対応状況

経済産業省と法務省は、2005年5月27日、共同で、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」を公表した。同指針には法的拘束力はないが、買収防衛策に関する判例や学説等を踏まえ、現在考えられている典型的な買収防衛策を念頭に置いて、適法で合理的な買収防衛策の在り方を示し、買収に関する公正なルール形成を促すことを目的としている。

日本政府は、同指針を策定以後の買収防衛策の導入状況を注視してきたところである。

### 今後の見通し

日本政府としては、同指針が対象としている会社のうちの大部分において、同指針が行動規範の一つとして認識されているものと理解している。さらに、買収防衛策に関し、同指針と整合的な裁判例も積み重ねられつつある状況にある。

今後は、同指針の運用状況をレビューしながら、不断の見直しを行うこととされており、必要に応じて改訂を行う予定である。引き続き同指針が関係者によって尊重され、日本の企業社会の行動規範となることを期待している。

## 11. 官民パートナーシップの推進

### BDRT提言

PFI(民間資金等活用事業) / PPP(官民パートナーシップ)制度の活用を通じて、公共サービスの提供における民間部門の関与をさらに高めるよう促すべきである。

### 現在までの対応状況

我が国は、WTO政府調達協定及び自主的に策定した「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」(平成6年1月18日閣議了解)により、公正、透明、内外無差別な調達を行っている。

PFIについては、平成18年12月末現在、全国で260のPFI事業について、実施方針が出され、事業が進捗中であり、今後とも積極的に推進する。

#### < 進展しているPFI事業(累計) >

	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年度末	17年度末	18年12月末
事業数	15件	43件	90件	137件	188件	230件	260件
うち供用開始事業数	1件	3件	13件	20件	44件	93件	130件

#### < 分野別事業数(平成18年12月末現在) >

分野	事業数
教育と文化(小中学校、大学、図書館等)	82
生活と福祉(老人福祉施設等)	12
健康と環境(病院、廃棄物処理施設、上水道施設等)	48
産業(卸売市場、観光施設等)	15
まちづくり(公園、下水道施設、港湾施設等)	32
あんしん(警察施設、行刑施設等)	17
庁舎と宿舎(公務員宿舎等)	26
その他	28
合計	260

(内閣府調べ)

2005年8月に公布、施行されたPFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)の一部を改正する法律の効果もあり、近年、施設完工後の運営段階のサービスを包括的、効率的に行うことが主たる目的である病院や刑務所のような事業や、東京国際空港(羽田)の旅客ターミナル等整備・運営事業のように、民間の資金と専門知識を活用した独立採算方式の大規模プロジェクトも出現してきている。これらの事業は、従来の事業方式にとらわれることなく官民連携して新たな試みを導入しているものである。このような状況も踏まえ、EUにおける競争的対話方式も参考として、2006年11月に対話形式により発注者と民間事業者の意思疎通をより円滑に行うための具体的方法や、段階的審査の具体的方法等を示した関係省庁連絡会議幹事会申合せを策定した。また、2006年7月に第一回日韓定期PFI推進交流会議を開催し、両国間の情報交換を実施した等、諸外国におけるPFI/PPPの実施状況、さらには、国際的なPFI/PPPの市場慣行を把握するとともに、諸外国に対し我が国のPFIにつき適確な情報提供を図るよう努めている。

また、公共サービスの実施については、官民競争入札・民間競争入札等を活用し、民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とした「公共サービス改革法(競争の導入による公共サービスの改革に関する法律)」を策定し、2006年7月に施行した。さらに、2006年9月には、対象事業等を公共サービス改革基本方針で決定し、同年12月には対象事業の追加等を実施した。

#### 今後の見通し

PFIについては、進捗中の事業のうち、運営段階に至っている事業が130に及び、既に半数を超えている状況を踏まえ、今後とも運営段階における課題に適切に対応していく。

公共サービスの実施については、民間事業者の要望も参考にしながら公共サービス改革基本方針の改定を行い、対象事業の追加等を逐次実施する。今後も公共サービスの改革のために民間事業者の創意工夫を適切に反映させるよう取り組んでいく。

## 12. 日本郵政公社の民営化

### BDRT提言

ワーキング・パーティは、郵政民営化問題において改善が見られたことを喜ばしく思うとともに、政府に対し、日本郵政公社の中核3事業(保険・貯金・郵便)において、民営化の全プロセスを通じて、競合する民間事業者に対する公平な競争条件を確保するよう奨励する。持ち株会社と事業会社(郵便事業、郵便貯金、郵便保険、窓口ネットワーク)の間の株式の持ち合いは認めるべきではない。これは、2017年の完全民営化後のグループ体経営を可能にし、内部相互補助による金融商品が市場に投入される恐れがあるからである。郵政公社に対する規制は他の事業者と同等にし、独占が許されるのは基本的な郵便事業のみに限定して、独立した機関が規制を行うべきである。

### 現在までの対応状況

- (1) 平成17年10月21日に公布された郵政民営化法を受け、郵政民営化の実現に向けて、同年11月に民営化の推進に関する総合調整を行う郵政民営化推進本部(本部長:総理大臣)が内閣に設置され、翌年4月に同本部内に郵政民営化委員会が置かれた。同委員会は郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、その結果に基づき、総理大臣に意見具申を行う役割を持つ。
- (2) 民営化後、郵便貯金銀行及び郵便保険会社による新規事業分野への参入に当たっては、内閣総理大臣(権限は金融庁長官に委任)及び総務大臣が郵政民営化委員会の意見を聴取し、新たな会社の経営状況とともに民間セクターとのイコール・フットイングが確立されているかどうかに基づいて決定するという透明・公正な手続きを経なければならないこととされている。
- (3) 日本郵政株式会社、郵便事業会社、郵便局会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の財務情報は、他の民間企業と同様に、会社法、銀行法、保険業法、その他の関係法令を含めた規制の下で開示されることとなり、また、公開資本市場において取引される場合は、金融商品取引法(証券取引法)の開示規制を受けることとなる。郵便貯金銀行及び郵便保険会社と郵便局会社等の会社との取引については、金融庁の監督の下、アームズ・レングス・ルールが適用される等、銀行法及び保険業法に則って適切な業務運営を行うことになる。銀行法及び保険業法の下での会計規則の適用にあたっては、これらの4会社は、銀行法及び保険業法の「特定関係者」の要件に該当することとなる。また、持株会社と各事業会社間の株式持ち合いは、通常の間接企業や民間金融機関と同様に、独占禁止法や銀行法等の一般的規制の範囲内で行われるものであり、相互助成の金融商品が市場に投入される恐れがあるとの指摘は当たらない。
- (4) 郵便事業を行う事業体である日本郵政公社に対する規制について、同事業体から独立した総務省が、関連法令に基づき、公正・透明な手続きにより実施しており、規制の中立は十分に確保されている。

- (5) 信書の送達については、平成 15 年 4 月 1 日より、「民間事業者による信書の送達に関する法律」により、既に一定の条件の下で全面自由化されている。従って、郵政公社以外の者が信書の送達をすることは、現在でも可能であり、既に高付加価値サービスの分野では民間事業者の参入により競争が進んでいる。

#### 今後の見通し

今年 10 月の郵政民営化に向けて、4 月頃に認可申請される予定の実施計画について認可を行い、関連の政省令の整備を行うこととなる。

### 13．規制改革による事業展開の促進

#### BDRTの提言

日本政府は、新たに設置した「規制改革・民間開放推進会議」に対し、政府の「規制改革3か年計画」を実施するためのさらなる権限を付与すること、そして「規制改革特区」構想を拡充することにより、規制改革プログラムを強化すべきである。日・EU規制改革対話の枠組みの中で示される規制改革に関する提言や、在日欧州ビジネス協会(EBC)など欧州の経済団体から示される提言に特に注目すべきである。

#### 現在までの対応状況

政府は「規制改革・民間開放推進3か年計画」を再改訂し(平成18年3月31日閣議決定)、同計画に基づいて規制改革・民間開放を推進しているところである。平成16年4月に設置された内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革・民間開放推進会議」が同計画の実施状況の監視を行い、また同計画に掲げられた各改革事項の推進を図るものとされてきた。同会議は、平成18年12月25日に「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」を総理に答申し、政府は同月26日に同答申の具体的施策を最大限に尊重する旨、閣議決定を行った。

その過程において、日・EU規制改革対話にEUから提出された規制改革に対する提案や、欧州ビジネス協会(EBC)からの提言及び年2回実施している「規制改革・民間開放集中受付月間」における要望を含む内外の様々な意見を考慮している。また、政府は、活力に満ちたオープンな経済社会の構築等の重要課題の解決に向け、規制改革の深化・積極的な推進を図るため、「規制改革・民間開放推進会議」を引き継ぐ新組織として、19年1月26日に「規制改革会議」を内閣府に設置した。

構造改革特区の取組については、これまでに、地方公共団体や民間事業者などからの提案を踏まえ、農業、教育、医療、福祉といった今まで困難とされてきた分野も含め、576件もの規制改革が実現している。こうして実現した規制の特例措置を用いて、これまで累計で910件の構造改革特区が誕生している。導入後概ね1年を経過した特例措置は、民間人、学識経験者から構成される評価委員会が評価を行った上で、全国に展開した。これまでに121の特例を全国展開しており、特区の成果を着実に全国に拡大した。

#### 今後の見通し

政府は、「規制改革・民間開放推進会議の第3次答申」及び規制改革に関する新たな会議の審議の成果等をふまえて、平成19年6月頃を目処に規制改革に関する新3か年計画を策定する予定である。

また、今後とも日EU規制改革対話で提出されるEUの提案や、欧州ビジネス協会からの提言等も考慮しながら、このような改革を引き続き推進する。

構造改革特区制度については、地方公共団体や外国企業を含む民間事業等から構造改革特区の提案を募集し、受け付けた提案を踏まえて地域が使える特例リストの追加を行う。また、今般、平成14年の制度創設以来初めて特区制度全体を見直し、提案募集を法定化するなど、その機能を強化するための法改正案を今国会に提出する予定。



## 14. 規制プロセスにおける透明性と一貫性の確保

### BDRTの提言

日本の規制当局は、課税に関連する規制も含め、規制の透明性と一貫性を向上させるために一層の努力を行うべきである。新たな法律が制定された場合には、その法律に関する具体的な指示を遅滞なく出すべきである。大まかな計画ではなく詳細な計画について意見を述べる機会を産業界に与えることで、パブリックコメント手続きを有意義なものにすべきである。

### 現在までの対応状況

規制改革・民間開放推進会議において、「一定期間経過後見直し基準による規制の見直し」等をテーマに調査審議を行い、当該内容を含む「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」を平成18年12月25日に総理に提出した。

パブリックコメント手続の法制化を含む行政手続法改正法が2006年4月1日から施行された。提言にある「計画」なるものが具体的に何を指しているか不明であるが、行政手続法にいう「命令等」の案に該当するのであれば、本法第39条2項の規定により「具体的かつ明確な内容」でなければならないとされている。

### 今後の見通し

平成19年1月26日には、「規制改革・民間開放推進会議」の後継組織として、「規制改革会議」が設置されており、平成19年6月頃を目途に、同答申等をふまえた新3か年計画を策定する予定である。

総務省は、各省庁における意見公募手続の実施状況の包括的な年次調査を行い、公表する。これに関連し、関係する各行政機関と密接な連携を図る。

## 15 . 日本の食品添加物リストの改革

### BDRTの提言

厚生労働省が2002年12月19日に薬事・食品衛生審議会に報告した46品目の食品添加物のうち、依然として認可されていない残り43品目について、遅滞なく検討を行い、日本での使用を認めるべきである。食品安全委員会は、認可に向けたスケジュールを公開すべきである。

### 現在までの対応状況

(1) 我が国においては、EUと同様、食品添加物(香料を含む。)は、食品衛生法に基づき厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがないものと定める場合を除いては、使用等が禁止されている。

また、厚生労働大臣が新たに食品添加物(香料を含む。)としての使用を認める場合には、食品安全基本法に基づき食品安全委員会の意見を聴くことが義務づけられており、食品安全委員会では厚生労働省から評価依頼を受けたものについて、順次リスク評価を行っている。

(2) 国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている食品添加物46品目については、EUからの指摘品目も含め、優先的に、かつ国が主導的に指定等を進めている。これまでに資料が整備された食品添加物33品目については、既に食品安全委員会に意見を求めたところであり、指定に向けたリスク評価等の手続きが開始された。

また、33品目のうち、食品添加物7品目については、食品安全委員会の回答を得て、薬事・食品衛生審議会における検討も終了し、わが国で食品添加物として指定され、使用が認められた。

なお、食品安全委員会より、科学的評価を行うため追加データを求められた場合には、追加試験に時間を要する。

(3) 厚生労働省は2005年3月以降、上記のEUからの要望品目を含み、これら46品目のうちまだ食品安全委員会にリスク評価を依頼していない食品添加物については、評価依頼のスケジュールを公表し、このスケジュールに沿って取り組んでいくこととしている。

### 今後の見通し

(1) 厚生労働省としては、今後もこれらの食品添加物の指定に向けて必要な資料の整備及び検討を行い、優先的に食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会における審議を依頼することとしている。また、食品安全委員会より追加データを求め

られた場合には、追加試験を遅滞なく進めたい。とくに EU・米国等から早期指定が求められているポリソルベートについては、本年春に追加データを食品安全委員会へ提出する予定である。

(2) 今後、できるだけ迅速に評価が進められるよう、EU における科学的評価の根拠文献等の情報提供を引き続き期待する。

(参考) 香料については、15 品目について食品安全委員会に評価依頼を行い、そのうち 12 品目について食品安全委員会の回答を得て、薬事・食品衛生審議会における検討も終了し、わが国で食品添加物として指定され、使用が認められた。

## 16．日本における医療機器認証への海外治験データ活用の促進

### BDRTの提言

日本で販売される医療機器認証のための申請手続きは、簡素化されるべきである。日本政府は、1997年というかなり前に厚生労働省が公布したガイドラインを踏まえて、海外で獲得した臨床データを無条件で受け入れるべきである。

### 現在までの対応状況

承認申請に係る状況は以下のとおりである。

- (1) 医療機器の承認申請に際して、外国臨床試験成績を受け入れる基本方針は、平成9年の通知等でこれまでも示してきたが、改正薬事法においてGCPが省令化されたことも踏まえ、平成18年3月31日付けで改めてその取扱いについて通知により示したところである。
- (2) 具体的には、医療機器の臨床試験の実施基準が定められており、その基準が我が国の医療機器GCPと同等以上のものであって、当該基準に従って実施された臨床試験及びそれと同等と考えられる臨床試験については、承認申請資料として利用できることとしている。
- (3) その上で、当該臨床試験成績が、我が国での承認後の有効性、安全性を担保するに足りる十分なものであれば、日本国内での臨床試験を行わずに、承認することは当然に可能である。我が国での臨床試験の追加試験が必要となるケースは、外国臨床試験成績で十分に有効性・安全性評価を行うことができない場合である。
- (4) なお、2005年度に臨床試験成績に基づき承認した50品目のうち、33品目については、外国臨床試験成績のみで我が国の臨床試験成績なしで審査を行っている。

### 今後の見通し

個別の品目について事前に独立行政法人医薬品医療機器総合機構において相談を受け付けているので活用して欲しい。また、この相談体制については、今後、さらに、拡充していく方針である。

## 17. 欧州・日本間の航空運賃の設定における柔軟性の向上

### BDRTの提言

航空会社が、インターネットを含む顧客へ直接的に判りやすいやり方で、運賃を提供できるよう、航空運賃の販売、価格設定、決済方法について規制緩和すべきである。

### 現在までの対応状況

国際航空運送事業に係る運賃については、我が国が各国との間で締結している二国間協定において、双方の航空当局による認可が必要とされていることから、航空法に基づく認可制度を採用している。

個別の運賃の認可基準については、例えば、PEX運賃(個人旅行者が航空会社等の窓口で直接購入できる航空券に適用される個人用Yクラス割引運賃)の場合、IATAの設定したPEX運賃を70%下回る範囲までで各社が独自に設定した運賃を認可する等、弾力的な運用を行っており、その結果、市場動向を反映した多様な運賃設定が可能となっている。

なお、上記の枠内でのインターネット上での販売及び航空運賃の決済方法について、特段の制限を加えている事実は無い。

### 今後の見通し

運賃に関わる問題を含め、航空サービスに係る問題については、これまで個別のEU加盟国の航空当局との協議の場において議論されており、今後も引き続き同協議の場において議論されるものである。

## 18 . 在留外国人の日本出入国の容易化

### BDRTの提言

日本政府は、ビザを保持する外国人に対して、出国の際は在留資格を放棄し外国人登録証を返納するよう義務づけているが、これを廃止すべきである。現行の制度では、再入国する場合には別途に再入国許可を申請し取得しなければならない。これを改め、ビザが発行された時点で、自由に出国し再入国することが自動的に認められるようにすべきである。

### 現在までの対応状況

3 . 迅速な事業展開の支援(1) (b)を参照ありたい。

### 今後の見通し

3 . 迅速な事業展開の支援を参照ありたい。

## 19．電気通信分野における市場原理の強化

### BDRTの提言

日本は、電気通信分野の規制環境における制度構造を改善すべきである。また、商業的関心からも政府からも独立した規制機関を設置すべきである。細かい点の管理に重点を置くのではなく、経済効率、技術革新、投資、有効な競争の促進を目的とした、明確なマクロレベルの経済的基準に基づくべきである。

### 現在までの対応状況

総務省はいかなる電気通信事業者からも完全に分離されている。NTT株式の一部を保有している主体は財務省であり、財務省と総務省の責任及び権限は、法律上明確に区別されている。財務省は国有財産としてNTT株式の保有のみを行っているものであり、NTTの電気通信の規制の観点からの監督は、NTT法に基づき総務省が行っている。

情報通信分野は、技術革新が激しく、国家戦略的対応が強く求められる分野であることから、我が国においては、独任制の大臣の強力なリーダーシップの下、迅速かつ戦略的に対応できる体制が適当と考えるところであり、総務省は、現在の体制の下で、世界で最も速くて安いブロードバンド環境の実現や、第3世代携帯電話の普及など、非常に大きな成果をあげている。

電気通信事業法第1条の同法の目的においては、「公正な競争を促進すること」及び「(電気通信役務の)利用者の利益を保護し、もって(略)国民の利便の確保を図る」ことが規定されており、既に競争的な市場環境及び消費者利益の促進について法令上の規定が置かれている。また同条は、「(電気通信事業の)運営を適正かつ合理的なものとする」とも規定しており、意思決定に当たっての経済的要因の考慮についても既に法令上明記されている。

### 今後の見通し

総務省では、通信ネットワークの急速なIP化やブロードバンド市場のビジネスモデルの変化等、市場構造の大きな変化を踏まえ、電気通信分野における競争ルールの見直しを行い、2006年9月に、競争の一層の促進に向け、2010年初頭までに講じるべき施策を「新競争促進プログラム2010」として取りまとめたところである。

今後、本プログラムに基づき、公正競争の確保及び競争促進の観点から競争政策を展開していくこととしている。

## 20．航空機調達における市場メカニズムの強化

### BDRTの提言

- (1) 日本政府は、日本の航空会社が複数の航空機メーカーから(100席以上の)大型民間航空機を購入する様、奨励すべきである。歴史的な背景が、今日のゆがめられた市場メカニズムを形成してきている。その結果として、日本の航空会社は、ほぼ単一航空機メーカーからの購入を行っている。
- (2) 日本政府が他の航空機メーカーからの大型政府専用機購入を検討する事により、政府として、複数の航空機メーカーから購入することの利点を航空業界に指し示すべきである。

### 現在までの対応状況

- (1) 航空会社における航空機の購入決定は、各企業の経営判断によるものであり、政府は関与する立場にない。
- (2) 「大型政府専用機」が、いわゆる「政府専用機」を指すとすれば、現在我が国が保有する政府専用機(B-747-400型機)は、航続性能、輸送能力、支援体制等、多角的に検討を行った結果、1987年に購入し、1991年に受領したものである。  
なお、現在日本政府が保有している、外国の賓客等の輸送に使用するための要人輸送ヘリコプターについては、欧州の企業から購入している。

### 今後の見通し

- (1) 政府の立場は前述のとおりであり、今後も航空会社の航空機の購入に際して、政府として航空会社に対して具体的な働きかけを行うことはない。航空機メーカーにおいて航空会社に対してしっかりと営業活動を行うべきである。
- (2) 日本政府としては、特定の国又は地域から政府専用機を購入するとの原則は有していない。他方、日本政府としては、現在新たに「大型政府専用機」を購入する予定はなく、厳しい財政事情等にも鑑み、現有の政府専用機を最大限有効に活用していきたいと考えている。



## 2.1. 民間航空機の開発・生産における EU・日本間協力の推進

### BDRTの提言

日本政府は、現在、日本の製造会社と米国の製造会社の間にある民間航空機の開発における協同プログラムと同じレベルの支援を欧州企業に提供することにより、公正な競争を促進すべきである。欧州企業は、日本の製造会社に利益をもたらす、かつ、その強さを活かすことができる技術、ノウハウ、そして生産・管理テクニックの提供が可能である。

### 現在までの対応状況

- (1) 2005年6月、(社)日本航空宇宙工業会(SJAC)とフランス航空宇宙工業会(GIFAS)は、超音速旅客機(SST)に関する共同研究の実施について合意。日本側は、(財)日本航空機開発協会(JADC)、超音速輸送機用推進システム技術研究組合(ESPR)、(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)、仏側は、EADS、スネクマ社、フランス航空宇宙研究所(ONERA)が参画。2006年10月には、東京でワークショップを開催。
- (2) 2006年7月、経済産業省の材料関連基盤技術開発において中心的な役割を果たしている(財)次世代金属・複合材料研究開発協会(RIMCOF)とエアバス社は、航空機の構造健全性診断技術(SHM: Structural Health Monitoring)の共同研究について合意。
- (3) (財)日本航空機エンジン開発協会(JAEC)、ロールス・ロイス社、独MTU社等が共同でIAE(International Aero Engines)を設立し、航空機用エンジンV2500を共同開発、生産。また、ロールス・ロイス社の航空機用エンジンTrent1000プロジェクトにも我が国企業が参加し、共同開発を行っている。
- (4) エアバス社の次世代超大型航空機A380の開発について、21社の日本企業が参画。

### 今後の見通し

近年我が国企業と欧州企業の協力が着実に進展していることは歓迎すべきことであり、そのような協力が今後更に発展することを期待。日本政府としても、引き続き我が国航空機産業と欧州を含めた諸外国の航空機産業との連携を支援してまいりたい。

## 2.2 . C F C 税制 ( タックス・ヘイブン税制 ) の改正

### BDRTの提言

日本の CFC 税制(いわゆるタックス・ヘイブン税制)に関し、次の 3 点の実現を求める。

- (1)再投資資金に対する適用緩和
- (2)CFC 税制の適用対象となるか否かに関する予見可能性を高めるための制度改善
- (3)適用除外要件の見直し

### 現在までの対応状況

(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

### 今後の見通し

(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

## 第2ワーキング・パーティー（会計・税制）

### 23．会計

#### BDRT提言

- (1) 欧州委員会の米国に関する決定はEUに欧米相互の権利に重きを置いた努力を促してきたが、コンバージェンスに向けての進展を加速する為、我々は欧州委員会にこの問題に関する日米欧の関係者が相互に有益な対話を行うことを確かにすることを要望する。
- (2) 財務報告に関する内部統制の導入について現在検討がなされている。内部統制を承認する前に、我々は、両政府に対し、コストベネフィットのバランスや、内部統制の監査と財務諸表の監査との間の相互作用に留意しながら、内部統制の役割を十分にかつ徹底してステークホルダーと議論することを要望する。
- (3) 我々は、資本市場関連のルール設定等の透明性を向上させる為、また、市場参加者のコスト及び規制関係者の負担を削減する為、資本市場における国際的ルールの設定、改訂に際して、我々が貢献出来る機会が与えられることを要望する。

#### 現在までの対応状況

- (1) 昨年7月、企業会計審議会は、「会計基準のコンバージェンスに向けて」と題する意見書を公表。これを踏まえ、以下のような取組みが行われている。昨年10月、企業会計基準委員会(ASBJ)は、EUによる同等性評価を視野に入れたコンバージェンスにかかる工程表を公表。現在、これに基づき、会計基準のコンバージェンスを計画的に進行中。また、金融庁は、昨年11月、コンバージェンスの進捗状況をモニターするための欧州委員会との会合を東京にて開催。今後、年2回以上開催予定。
- (2) 平成18年6月に成立した金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制の評価と監査が義務づけられた。平成19年2月、企業会計審議会において、内部統制の評価及び監査を実施するため「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」がとりまとめられた。  
金融商品取引法において、外国企業については、公益又は投資家保護に欠けるところのないものとして内閣府令で定める場合等については、母国の基準に従って作成された内部統制報告書を提出することができるとしている。
- (3) 資本市場における国際的ルールの設定、改定に際して、適切なデュープロセスに従うことは重要。例えばIASBの「財務諸表の表示」プロジェクト等の個々の会計基準に関して、我が国からは、企業会計基準委員会(ASBJ)を中心にIASBに対

して意見を発信しているところであるが、当局からも必要に応じて意見発信をしてきている。

#### 今後の見通し

当局は引き続きASBJにおけるコンバージェンスへの積極的な取組みを支援していきたいと考えている。また、EUの同等性評価については、2年間延期されたが、今後とも、同等性評価に向けた当局間の対話を積極的に進めていきたいと考えている。

資本市場における国際的ルールの設定、改定に際して、適切なデュープロセスに従うことは重要。当局としても引き続き注視していきたいと考えている。例えば、IASBの行う「財務諸表の表示」プロジェクトを含む個々の会計基準に対しても、我が国からは、ASBJを中心にIASBに対して意見を発信していくこととなるが、当局からも必要に応じて意見発信していきたい。

また、外国企業に係る内部統制報告制度に関する内閣府令は、今後、定める予定である。

## 24. 税制

### BDRT提言

- (1)我々は、EU 単一市場の便益を十分に享受する為、EU 各国が日本と共通の租税条約の合意をすることを要望する。
- (2)我々は昨年、日本政府に現行、子会社の繰越欠損金の持込みについて制限があるが、この子会社繰越欠損金の持込の容認、連結納税の開始或いは加入に伴う資産の時価評価の免除、連結グループ内(連結完全支配関係がある連結法人に対する)寄附金の損金算入などの早急な連結納税制度の改善を行うことを要望した。
- (3)EU 各国と日本との緊密な経済関係を考慮し、日欧間の相互の投資を積極的に促進する為に、日米租税条約並みに配当、利子及び使用料等の支払いに対する源泉地国課税を大幅に軽減することを要望する。
- (4)我々は本邦における移転価格課税の納税者への過大な負担を避ける(事前の国際的な2重課税防止)為、課税処分が行われる前に、相手国である相互協議当局との事前の準備、対応を求めることが出来るよう要望する。
- (5)我々はコンバージェンスの進展に伴い、企業会計と税務との間に新たな乖離が生じることになるので、日本の税務当局がこれらに柔軟に対応することを要望する。
- (6)我々は、日本の税務当局が、タックスヘイブンのルールを見直すことを要望する。我々は、日本の税務当局に、日本と条約を結んだ国に所在する企業がタックスヘイブンの規制から免除されるような、タックスヘイブンの基準レートの見直し、ないし免除の取扱いの拡大を提案する。

### 現在までの対応状況

(租税条約(「二重課税の回避」、「移転価格に関するコンプライアンス・コストの低減」については、本レポートの「2. 投資の効果に対する保障」)を参照。また、税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

### 今後の見通し

(租税条約(「二重課税の回避」、「移転価格に関するコンプライアンス・コストの低減」については、本レポートの「2. 投資の効果に対する保障」)を参照。また、税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)

## 第3ワーキング・パーティ（情報通信技術（ICT））

### 25．ICTがもたらす社会的利益

#### BDRT提言

- (1) 少子高齢化、介護・医療問題、雇用問題、防犯・防災、エネルギー・環境問題等の社会的課題を克服し、活力ある社会の発展を支援するために ICT の活用を促進すべき。（遠隔医療、テレワーク、イーラーニング、エンターテインメント、等）
- (2) ICT を最大限活用し、一人一人が自己実現を達成し得るための教育環境の実現を促進すべき。子供の情報活用能力の向上や、子供が安心・安全にインターネットを利用できる環境の整備を進めるため、両政府での協力を推進すべき。また、自他国の文化の理解の充実や、世界最先端の芸術や知識に触れることを可能とするため、両国の文化財や芸術、芸能等について、映像も含めたデジタルアーカイブ化を促進すべき。デジタル化にあたっては、著作権者の権利保護に十分配慮すべき。
- (3) 日 EU 間を初めとする人の国際移動に伴って発生する言語の問題を解消し、両国・地域のより一層の交流を促進するため、ICT を活用した多言語情報環境の構築（HP、個々のニーズに反応する知的でユーザーフレンドリーな対話型画面装置等）を両政府によって推進すべき。
- (4) 渋滞解消に伴う CO<sub>2</sub> 排出量の削減等による地球環境への貢献や、交通事故の未然防止や事故後の救助・救急活動の迅速化に向け、ITS の実用化・普及に取り組むべき。各国で実証実験を推進する他、その成果や課題についての情報共有を積極的に推進すべき。

#### 現在までの対応状況

- (1) e-Japan を推進してきた5年間、我が国はIT戦略を構造改革と一体のものとして進め、ブロードバンドインフラの整備においても利用者のレベルにおいても最先端のマーケットと技術環境を有する世界最先端のIT国家となった。そして2006年1月、IT戦略本部は21世紀の日本社会が抱える社会的課題（少子高齢化対策、環境問題への対応、安全で安心な社会の実現等）に対し、ITの課題解決力を活用し日本社会の改革を推進すべく、「IT新改革戦略」を策定した。同戦略においては、例えば医療の構造改革の一環として、レセプト完全オンライン化の推進、生涯を通じた豊かな生活の実現に向け、高齢者、障害者、介護者、育児期の親、若年無業者等全ての人々が、学びたいときに学べる e-Learning 等の環境や働きたいときに働けるテレワーク環境の整備、また、地上デジタルテレビ放送波等を活用した災害情報提供、ITを活用したエネルギー使用管理など、「いつでも、どこでも、誰でも、ITの恩恵を実感できる社会の実現」に向けた促進策を掲げている。

(2) (ICT環境の整備について)

日本政府は、「IT新改革戦略」等に基づき、初等中等教育分野における学校教育の情報化、大学等における高度なIT人材の育成やインターネット等を用いた遠隔教育の促進、学習者がいつでも、どこでも、必要な学習を行えるようなeラーニング等のIT技術を活用した学習の仕組みの構築等を推進している。

また、近年、子供が容易に携帯電話やインターネットに触れる環境が整ってきたことに伴い、児童・生徒を保護・教育する立場にある保護者・教職員等に対してインターネットの安心・安全利用に関する啓発が必要であるとの認識のもと、啓発活動を推進している。

さらに、近年の青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる問題の深刻化を踏まえ、青少年を取り巻くメディア上の有害情報対策を推進する観点から、地域における推進体制を整備し、地域で大人たちが青少年を有害情報から守る取組や青少年と保護者を対象としたメディア対応能力等の育成を図るとともに、全国的な啓発活動及び所要の調査研究等を行っている。

(文化財等のデジタルアーカイブ化について)

システムの実証のため、国内向けに日本語による「文化遺産オンライン試験公開版」を平成16年4月からインターネット上で公開している。この試験公開版は、国立情報学研究所の技術協力の下、独立行政法人国立博物館・国立美術館・文化財研究所を始め、全国の博物館・美術館、さらに関係各団体からデジタル画像などの使用協力を得て、一般公開しているものである。平成19年1月現在、746館が参加している。

(3) 経済産業省は、情報家電のユーザビリティを飛躍的に向上させるため、音声認識技術の研究開発を2006年度から3年計画で実施中。

総務省が所管する独立行政法人・情報通信研究機構は、言語・文化・能力の壁を越え、心が通うコミュニケーション技術の開発のため、対訳データベースを利用したテキスト翻訳システム、多言語双方向音声翻訳システムの研究開発を2006年度から5年間の中期目標期間に実施中。

(4) これまでの我が国におけるITSの実用化・普及に向けた取組については、2003年7月に策定された「e-Japan戦略」に基づき、道路交通情報提供の充実やETCの推進等による交通の円滑化、安全運転支援システムの推進等による交通事故の未然防止が図られてきた。また、2006年1月に策定された「IT新改革戦略」においても、引き続きITSによって渋滞の緩和を推進していくことが確認されたほか、とりわけ交通安全分野について、安全運転支援システムを2010年までに実用化するためのロードマップと、救助・救急活動の迅速化を進めるために緊急通報時の発信者位置情報の提供等を推進することが策定された。

これらの取組の結果、VICSユニットの出荷台数は約1660万台(2006年9月末時点)に達し、ETCの利用率は65%を超える(2006年12月時点)など順調に進捗しているほか、安全運転支援システムについては、上記のロードマップに基づき、2006年4月に官民連携の会議体である「ITS推進協議会」が立ち上げられ、複数メディアの特性の比較検討を含む効果的なサービス・システムのあり方や実証実験

の内容について検討されている。

また、各国間の情報共有については、我が国は ITS 世界会議等の場を通して積極的に成果や課題を発信しているところ。

#### 今後の見通し

- (1) 今後も「IT新改革戦略」、及び重点計画に基づき、国民が質的な豊かさを実感できる「健全で安心できる社会」の実現に向けの着実に取り組んでいくところ。
- (2) ICT環境の整備について  
「IT新改革戦略」に掲げられた目標達成を目指し、教育の情報化に資する施策を積極的に推進していくとともに、子供の安心・安全なインターネットの利用のための環境整備については、今後も関係機関と連携の上、取組の充実を図っていく。  
(文化財等のデジタルアーカイブ化について)  
参加館・団体及び検索対象情報の拡大を図るとともに、我が国の良質で多様な文化遺産に関する情報を国内のみならず海外にも発信する観点から、英語による試行版を作成中であり、今後、これらの運用状況等を把握分析しつつ、適宜必要な見直しを図り、本格運用に向けて整備を行っていくこととしている。
- (3) 2008年度中に、多言語展開可能でフレキシブルな音声認識エンジンを開発する予定。その後、本成果を活用して、関係メーカー等によってカーナビゲーション・システム等の情報家電に搭載される見込み。  
2010年頃を目標に、旅行会話を対象とした、携帯電話ネットワークを利用した日本語・英語・中国語の音声翻訳サービスが開始される見込み。  
2015年までに、利用場面を限定しない一般会話レベルの多言語翻訳を実現する基盤技術を開発する予定。
- (4) ITSの実用化・普及については、今後も引き続き「IT新改革戦略」に基づいて着実に取り組んでいく。



## 26 . セキュリティ ( 電子政府を含む )

### BDRT提言

- (1) ICT を最大限活用し、国民や企業が利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現を推進すべき。具体的には、旅券の偽変造対策や安全かつ迅速な空港手続きを目的とした e-パスポートの互換性検証や、港湾利用コスト低減や利便性向上、輸送の確実性向上等に向けた港湾情報化システムの構築に関する情報共有等、両政府の連携を強化すべき。
- (2) 重要インフラ等の社会システムの信頼性・安全性の向上は、問題発生時の国際的な影響の波及を考えると、グローバルに共通の課題である。したがって、国際的な連携が必須であり、政府の取り組みについて、最新の施策の情報共有を密に行い、両地域がより効果的な政策刷新・実施ができるように協力すべきである。また、国民全般への情報セキュリティ意識の啓蒙のため、セキュリティ教育に関するカリキュラムの作成と実践について、産学官連携による取組みを推進すべきである。
- (3) 両政府は、個人情報保護等の課題をバイオメトリクス技術等のセキュリティ技術によって解決し、より一層 ICT の活用を促進すべき。
- (4) 現状、各地域における企業は情報セキュリティ対策が必須であり、十分な情報セキュリティ対策が行われていない場合、個人情報の漏洩等により多額な賠償を背負うリスクを持っている。一方、これらのリスクに対する評価と情報セキュリティ対策状況の開示を進めているのは一部の企業にすぎない。そのため両政府は、企業の情報セキュリティ対策の開示の推進と、開示項目の標準化の必要性について検討すべき。

### 現在までの対応状況

e-Japan 戦略策定以降、我が国は IT 戦略を構造改革と一体として進めてきた。2006 年 1 月、IT 戦略本部は 21 世紀の日本社会が抱える社会的課題 ( 少子高齢化対策、環境問題への対応、安全で安心な社会の実現等 ) に対し、IT の課題解決力を活用し日本社会の改革を推進すべく、「IT 新改革戦略」を策定し、いつでも、どこでも、誰でも、IT の恩恵を実感できる社会の実現に向け促進策を掲げている。

- ・ e-パスポートの互換性検証については、2005 年 5 月の ICAO ( International Civil Aviation Organization 国際民間航空機関 ) 加盟国からの承認を踏まえて、2005 年 11 月より財団法人ニューメディア開発協会 ( New Media Development Association ) 内に互換性検証を行うデポジトリ・センター ( 英訳名 : e-Passport Depository ) を開設しているところである。

現在までに、EU 加盟国からは英国及びオランダよりサンプルパスポートの提供を受けている。ぜひ、今後、他の EU 加盟国からの積極的な提供を頂けると

をお願い致したい。

デポジトリ・センターのホームページ

<http://www.epassport-depository.org/>

- ・ 我が国はFAL条約を批准し、外航船舶の入出港に関する手続や必要書類の簡素化を実施している。港湾情報化システムについては、2003年に策定された電子政府構築計画(2004年6月改定)に基き、既存システムの相互接続にとどまらず、手続の簡素化、国際標準への準拠など関係府省における手続の徹底した見直しを目標として、システムの再構築を推進している。

日本政府は、情報セキュリティ問題全般に関する中長期計画として「第1次情報セキュリティ基本計画」(2006年2月2日)を、年次計画として「セキュア・ジャパン2006」(2006年6月15日)を策定し、社会システムの信頼性・安全性の向上に努めている。

国際的な連携の必要性についても十分認識しており、同計画において「国際連携・協調の推進」を重点分野の1つとして挙げている。日本とEUとの関係では、2004年6月の日EU定期首脳協議で策定した「情報通信技術に関する協力についての共同ステートメント」において、情報のシステム及びネットワークの安全性等の向上に当たり連携することとしており、これまで、ICTに関する日EU政策協議等を通して緊密な情報共有を行ってきたところである。

また、2007年より毎年2月2日を「情報セキュリティの日」と制定し、産学官が連携して、国民全般への情報セキュリティ意識の啓発に取り組んでいる。

企業は自身の被害の局限化や法令遵守の観点に加え、IT社会の一員としての社会的責任という観点も踏まえて情報セキュリティ対策に積極的に取り組む責務がある。このためには、企業が情報セキュリティ対策を自律的・継続的な取り組みとして推進していくための仕組みが必要であるが、現状、情報セキュリティへの取組みが企業価値向上に繋がっておらず、情報セキュリティに積極的に取り組む企業がステークホルダーから評価されない等の課題が指摘されているところ。

このような認識から、我が国では2004年9月より、「企業における情報セキュリティガバナンスのあり方に関する研究会」を開催し、「情報セキュリティガバナンス」という新たな概念を企業経営に組み込んでいくための具体的な手段について検討を行った。

その検討の成果の一つが、「情報セキュリティ報告書モデル」である。

「情報セキュリティ報告書」とは、情報セキュリティポリシーや、それを実現する内部統制の仕組み、第三者評価など、企業の情報セキュリティの取組みの中でも社会的関心の高いものについて情報開示することにより、当該企業の取組みが顧客や投資家などのステークホルダーから適正に評価されることを目指すものである。

現在、我が国では、「情報セキュリティ報告書モデル」の活用を推進する等の取組みを通じて、企業の情報セキュリティ対策の開示を推進しているところである。

## 今後の見通し

「IT新改革戦略」の実現を促進するため、概ね 2007 年 6 月を目処に「重点計画-2007」を策定することとしており、引き続き、利用者利便性の向上に配慮しつつ、信頼性・安全性の確保、セキュリティの高度化を図り、ITの恩恵を実感できる社会の実現を促進していく。なお、e-パスポートの互換性検証については、デポジットリ・センターの開設期限は 2008 年度まで。

「第1次情報セキュリティ基本計画」により、引き続き社会システムの信頼性・安全性の向上に努めるとともに、国際的な連携を進める。また、2007年2月2日の「情報セキュリティの日」を中心に、官民の協力を得て関連行事を開催し、国民全般の情報セキュリティ意識の向上に取り組んでいく。

「情報セキュリティ報告書モデル」を必要に応じて改善するとともに、その活用を推進する等の取組みを通じて、企業の情報セキュリティ対策の開示を推進していく予定。

## 2.7. 国際標準化を目指した研究開発の協力

### BDRT提言

- (1) 誰もが安全・安心かつ簡単に利用できる次世代ネットワーク技術の実現に向け、国際機関における技術開発や標準化等、両政府の協力を深めるべき。
- (2) 将来の「デジタルホーム」における統合されたインフラとシームレスなサービスは、消費者への新たな価値として、エンターテインメントと家庭の制御と管理のための新たな機器を結びつける。その成功には相互運用性の確保が非常に重要であり、両政府は本分野の標準化を促進すべき。
- (3) グローバルレバンス(国際市場性)を考慮した、実質的に国際市場で妥当な標準策定に向けて、国や地域のオプションの最小化に向けて日 EU の標準関連機関の連携強化・支援を行い、国際標準作成において、日 EU が国際的リーダーシップを発揮すべき。

### 現在までの対応状況

平成18年1月に策定された「IT新改革戦略」において、国際競争力の維持・強化に向け、光ネットワークや情報家電等、我が国がリードするICTや、他分野の基盤となるICTの研究開発を重点的に推進することとしており、これら我が国が世界に先駆けて開発した技術分野について、国際標準化を先導するため、産学官連携のもと、ITU等の国際標準化機関における活動等を実施することとしている。

具体的には、今後のICT研究開発の推進とユビキタスネット社会の実現への貢献を目指した「UNS戦略プログラム」において、ユビキタスネット社会のインフラとなる新世代のネットワーク技術の実現を柱としており、また、総合科学技術会議においても、特に今後5年間に集中投資すべき科学技術である「戦略重点科学技術」として、次世代ネットワーク技術を選定し、産学官の連携のもと重点的に研究開発に取り組んでいるところである。また、情報家電の普及を促進するために、研究開発や共通基盤の整備を進めているところである。

次世代ネットワーク(NGN)やホームネットワークの国際標準化については、情報通信審議会ITU-T部会と民間標準化機関である社団法人情報通信技術委員会(TTC)が連携し、産学官が協力して取り組んでいる。

欧州電気通信標準化機構(ETSI)とTTCはMOUを結び、国際標準作成に当たり連携を図っており、我が国としては、こうした日欧の標準関連機関の連携強化の動きを支援しているところである。

### 今後の見通し

今後のユビキタスネット社会の実現に向け、NGNはネットワークインフラとして大きな役割を果たすことが期待されている。また、デジタルホームにおいて、利用者とユビキタスネットワークを結びつける重要な役割を果たすものとして、誰もが家電の種類を意識することなく便利に使えるホームネットワークの実現が期待されている。

現在、ITUにおいては、NGNやホームネットワークの重要性に鑑みて、国際標準化への取組みを強化している。利用者やベンダーの観点からも国際標準化に対して高い関心が寄せられており、ITUのような場を通じて、EUをはじめとする諸外国と国際標準化について引き続き協調・連携を進めていきたい。

また、我が国は、産学官共同で、インターネットや電話網、PHSなど異なる通信網を、通信状況に応じて自在に切り替えることにより、いつでも高品質の通信が可能となり、通信の安全性を確実に確保できる次々世代のIPネットワークの開発に着手したところである。2010年頃までに基本設計の完了を予定しており、国際標準化に向けて、EUとの連携を進めていきたい。

## 28 . ICTの力強い発展を促す規制環境の整備

### BDRT提言

- (1) 日EUは全てのレベルにおいてデジタルコンバージェンスを促進するような規制環境をめざして努力するべきである。デジタルコンバージェンスの発展は、既存の規制を調整する絶好の機会を提供し、また自由化を促進する。よって、政府は可能かつ適切な限り、市場動向に委ねる規制のあり方を採択すべきである。
- (2) デジタルコンバージェンスの発展はその構成要素に係ってくる。そのため、政府はサービスプロバイダーが統合的なサービスを提供する能力を支援するべきである。消費者にとっては、いつでもどこでも全てのサービスへオープンアクセスできるような規制がなされるべきである。また、日EUはICTの設備ベンダーに対して、それぞれの市場への参入を妨げない公平な競争環境の実現を促進すべきである。
- (3) 将来、消費者は、異なる技術を採用するより多くの異なったプラットフォームから、活用するプラットフォームを選択することが可能となる。例えば、住宅用のビデオ会議システム、三次元インターネットショッピング、インタラクティブ教室といった新しいサービスを市場で利用可能とするため、ブロードバンドのネットワークを必要とするアプリケーションが創出される。したがって、政府は、新しい選択肢となるネットワークの進歩を規制によって妨げることなく、情報通信分野の競争的発展性を確保すべきである。
- (4) 新技術、新製品、および新市場の振興のための前提条件は、リスクをとった会社がリターンを得る可能性を持っているということである。イノベーションと投資を実施する際、規制や規制上の不確実性がマイナスの影響をもたらす可能性があるのは明白である。情報通信産業に対して、規定の枠組みを形成する際、政府はイノベーションと投資に明確なインセンティブを与えるべきである。
- (5) 政府はインターオペラビリティを促進するような政府調達を実施すべきで、とりわけ産業界が開発しサポートしているオープンスタンダードに則ったソリューションを調達すべき。これによって、政府設備がインターオペラビリティの確保に資するようになる。行政は、柔軟な運用、ベンダ非依存、及び相互運用可能なアーキテクチャを目指すべきで、新技術の発展や価値本位の考え方に対応可能であるべき。いかなる調達判断も、ビジネス上の合理性に基づいてなされるべきである(インターオペラビリティ、コスト、機能性、セキュリティ、イノベーション、オープンスタンダードのサポートと将来技術の適用可能性等)。

### 現在までの対応状況

- (1) 及び(2)  
通信及び放送分野におけるデジタル化の進展や、技術革新による伝送能力の

飛躍的向上等に伴い、通信と放送サービスの端末、ネットワーク等の共有化や、通信、放送分野における事業者の相互参入などが多く見られるようになってきており、こうした通信と放送の融合は、デジタルコンバージェンスにおける典型的な現象である。

通信・放送融合の動きを踏まえて、日本政府は、制度、技術、ビジネスのあらゆる側面において、以前から必要な対応を迅速に実施してきた。

まず技術面について、「通信・放送融合技術開発の促進に関する法律」に基づき、端末の融合及び伝送路の融合に係る技術開発を積極的に支援している。

制度面においては、通信事業者の加入者系光ファイバ網を用いた役務利用放送等の伝送路融合の進展に対応するため、平成13年1月に「電気通信役務利用放送法」を施行し、電気通信役務を利用して放送を行うことを制度化した。また、放送コンテンツのインターネット配信など、「コンテンツ融合」が進展する中、通信、放送の区分にとらわれないコンテンツ流通促進の観点から、著作権等の権利許諾手続きを円滑にするためのシステム構築やビジネス環境整備等に取り組んできた。2006年12月には「著作権法の一部を改正する法律案」が成立し、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等に関する法整備が行われ、地上デジタル放送のハイビジョン方式によるIPマルチキャスト再送信も最終準備段階にある。

通信・放送の融合に対応した規制の在り方を含めた法体系の整備については、政府・与党間で調整を進め、「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(2006年6月)に通信と放送に関する総合的な法体系の検討を盛り込んだところである。本合意は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太方針)2006」に反映され、政府として、世界最先端の通信・放送に係るインフラ及びサービスの実現に向けて、通信・放送分野の改革の推進に取り組んでいくこととした。

これらを踏まえ、総務省では、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するため、2006年8月に「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」を設置し、本研究会において、EUにおける視聴覚メディアサービス指令案など諸外国の検討状況も参考にしつつ、既存の通信・放送の枠を超えたコンテンツ規律、サービスの利用者保護規律、公正競争確保のための規律等の在り方について討議を進めているところである。なお、通信・放送法制度については、通信・放送の融合・連携の進展に関わらず、これまでも、可能な場合、適切な形で現在も市場の自律性に委ねることを十分考慮しつつ、随時見直しを行ってきたところである。

### (3)及び(4)

情報通信分野の競争的発展については、政府与党間で調整を進め、2006年6月の「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」において、高度で低廉な情報通信サービスを実現する観点から、ネットワークのオープン化など必要な公正競争ルールの整備等を図ることとした。また、本合意に基づき、骨太方針2006においても、政府として、世界最先端の通信・放送インフラ及びサービスの実現に向けて、通信・放送分野の改革の推進に取り組んでいくこととした。

これを踏まえ、総務省では、電気通信分野において2010年代初頭までに実施する公正競争ルールの整備等のためのロードマップである「新競争促進プログラム2010」を2006年9月に策定し、公表したところである。

現在、本プログラムに基づき、ご提言いただいたイノベーションと投資が競争を通じて促進されることを期待して、公正競争確保のための競争ルールの整備について検討を進めているところである。

- (5) 日本政府においては、「重点計画-2006」(2006年7月26日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)及び「電子政府推進計画」(2006年8月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)に基づき、情報システムに係る政府調達の変更の改善のため、「情報システムに係る政府調達の基本指針」を策定することとなっている。今般、「情報システムに係る政府調達の基本指針」の案を取りまとめ、意見募集を行ったところであり

([http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061222\\_8.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061222_8.html))、本指針(案)において、調達における発注内容を適切な範囲に設定し、ハードウェアとソフトウェアとの柔軟な組合せや情報システム間の円滑な相互運用等を最小限のコストで可能とする戦略的調達を行うことが重要であると明記したところである。日本政府においては、今後このような方針に基づき、次のような措置を講ずることとしている。

調達における競争性の拡大や情報システムの拡張性の確保等を念頭に置いた調達方法を検討したうえで、調達計画書や調達仕様書を作成すること。

調達仕様書において記載する要求要件については、原則として、特定の商標名等を記載することは禁止し、特定技術に依存しないオープンな標準に基づく要求要件を設定すること。

## 今後の見通し

- (1)及び(2)

日本政府は、今後ともデジタルコンバージェンスを積極的に推進するべきであると考えおり、この点BDRT提言と立場を共有している。通信のブロードバンド化、放送のデジタル化が完了する2011年に向けて、引き続き「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」で討議し、2007年12月を目途に報告書の取りまとめを行う。その後、情報通信審議会の諮問・答申を経て、2010年の通常国会への法案提出を目指すこととしている。

- (3)及び(4)

IP化の進展により市場構造の急速な変化が生じていることを踏まえ、ブロードバンド市場全体の包括的な競争ルールの見直しについて「新競争促進プログラム2010」を基に検討を進め、検討が得られたものから随時速やかに実施する。なお、本プログラムについては、毎年7月を目途に進捗状況を取りまとめ、情報通信審議会



に報告・公表することとし、また、必要に応じて意見招請手続きなど透明な手続きを確保しつつ、プログラムの見直しを実施する。

なお、本プログラムの進捗状況を踏まえ、2010年の時点で通信法制全般について総合的な検証を実施する予定である。

- (5) 今後は、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において本指針(案)を決定し、各府省は、本指針に沿った取組を着実に進めていくこととなる。

## 29. 知的財産権政策

### BDRTの提言

- (1) 近年、両地域間では、アジア地域における模倣品・海賊版問題に対応するため協調した対応をすすめている。アジア地域の各国は知的財産権保護の努力を進めているが、依然として知的財産権の侵害行為が発生している。両政府は知的財産権の有効な実施を確実にするため、各国の協力を促進させるべき。侵害行為が著しく発生している国に対しては、実際の侵害に関する官民での情報共有を容易にし、実施の侵害に関する官民での情報共有を容易にし、権利行使を実効的に行う枠組みを、両政府が連携して提案すべき。
- (2) 我々は、コンテンツ保護、私的録音録画、及び公平な保障制度に対し、両国政府が積極的に取り組んでいることを理解し、また評価している。本年はこの取り組みが大きく進展することを期待している。我々は、これら分野に関して発表される予定の政府の方針・指針が、コンテンツ保護と利便性のバランスをとる措置につながることを期待する。またその結果、例えば DRM 等によって、保護対策とユーザーフレンドリーが両立されたデジタルプラットフォームにおいて、コンテンツの流通と利用を促進することを期待する。その達成のためには、両政府は、問題点とあるべき解決策についての認識を共有すべきである。

### 現在までの対応状況

- (1) 日・EUは、2003年の日・EU定期首脳協議での合意に基づき、「知的財産権に関する日・EU対話」(課長級)を東京とブリュッセルで交互に実施し、特許権、著作権、商標権、模倣品・海賊版対策、地理的表示、医薬品データ保護等の知的財産権に関する広範な議題につき意見交換を実施している。前回会合は東京にて2006年2月に開催した。次回会合は2007年2月にブリュッセルにて開催し、模倣品・海賊版拡散防止のための国際的な法的枠組み構想等の議題について協議を行う予定。

本分野における日・EU協力に関し、2006年定期首脳協議は、「日・EUは、知的財産に関する対話の枠組みにおいて行われた議論に満足の意を表明した。日・EUは、国際的な特許案件、地理的表示及び模倣品・海賊版拡散防止のための国際的な法的枠組み構想に関する対話等の模倣品・海賊版の分野を含む知的財産関連問題に関する緊密な対話を継続する」と表明。知的財産権に関する日・EU対話の継続は、2007年度定期首脳協議までに重点を置く措置の一つと位置付けられている。

また、日本は、2006年10月に開催されたTRIPS理事会において欧州委員会(EC)が提出した知的財産権のエンフォースメントに関する提案に対し、米、スイスとともに共同提案国として参加する等の協力を実施している。

- (2) 知的財産推進計画に基づき、デジタル時代に対応した知的財産保護制度を整備するとともに、我が国コンテンツの利用促進のための様々な施策に取り組んできたところである。

#### 今後の見通し

- (1) 上記取り組みを引き継ぎ、「知的財産権に関する日・EU対話」等の二国間協力の枠組み、及びTRIPS理事会等の多数国間枠組みを通じ、協力関係を更に強化していく方針。
- (2) 知的財産戦略本部のコンテンツ専門調査会において、世界最先端のコンテンツ大国に向けた具体策が3月にとりまとめられる予定。この中で、コンテンツ保護とユーザーの利便性のバランスに配慮したプロテクションシステムの採用についても触れられる予定。今後、これらの提言も踏まえ、知的財産推進計画2007が策定されるが、EUを含め諸外国の動向も参考にしながら、我が国のコンテンツビジネスの振興など知的財産政策の推進を図ってまいりたい。

## 第4ワーキング・パーティ(WTO)

### 30. WTOに関する共同宣言

#### BDRT提言

- (1) BDRT は、これまで累次にわたり多角的自由貿易体制の強化とドーハ開発アジェンダ(DDA)への強い支持を表明し、欧州委員会及び日本政府に対して同アジェンダの野心的な妥結に向けて推進するよう求めてきた。
- しかしながら最近の交渉の経緯を見ると、DDAの交渉が必ずしも我々が期待するように進展せず我々は、交渉が不調に終わるのではないかという危惧さえ感じている。残された時間は少ない。BDRTとしては、欧州委員会及び日本政府が年内の合意実現を目指して最大限の協力を傾注するよう強く求めるものである。
- (2) 世界の貿易状況を見ると、各地で自由貿易協定の動きが顕著となっている、DDAの交渉が不調に終わる場合には、FTAの多角的な自由貿易体制との整合性の確保が困難となるおそれがある。DDAにおいて野心的な結論に合意することができれば、二国間協定が乱立することによる混乱のリスクを軽減することができるだろう。
- (3) BDRT は、工業製品の関税及び非関税障壁の削減、あるいは、可能であれば撤廃、に強い関心を懐いている。非農産品市場アクセス(NAMA)交渉に関して、BDRTは、OECD諸国と新興国においてタリフピークを軽減し関税構造を下方に調和させるというスイス・フォーミュラを支持する。BDRTは、産業界による自発的な分野別イニシアティブの可能性を歓迎する。これにより、関税の軽減または撤廃を通じて自由貿易がさらに促進されることとなる。BDRTは、途上国に対して特別かつ異なる待遇を行うことがモダリティーには必要であると考えるが、同時に過剰な柔軟性を行使することで、実質的な市場開放の達成という目標と南南貿易の促進が損なわれることのないよう配慮すべきである。
- (4) サービス貿易はDDAの重要な柱の一つである。サービス交渉は2005年12月の

香港閣僚会議で WTO 加盟国は GATS オファーを大幅に改善すべく多角的な分野交渉を行うことで合意した。OECD 諸国と新興国の間でサービス貿易の真の市場開放という BDRT の目標を達成するには、この分野で進展が必要であり、他の交渉分野と同様に大いなる進展を目指すべきである。すべての WTO 加盟国はこの条約の交渉に重要な利害関係を有しており、サービス貿易の自由化に向けて実質的なオファーを示すべきである。先進国経済に占めるこの分野の重要性を考えると、サービス市場へのアクセス向上は、新興国、途上国、先進国に同じように新たな展望を開くものである。

- (5) 農業問題は交渉の成果を左右する DDA の重要な要素である。輸出競争に関する輸出補助金等の撤廃については、交渉がかなりの前進を見たが、市場アクセス及び国内支持政策については、未だかなりの意見の相違がある。BDRT は、すべての主要国による農業問題での交渉の進展を強く要請するものである。
- (6) BDRT は、貿易円滑化に関して意欲的かつ具体的なルールの進展を支持する。反ダンピングなどのその他のルール問題は、DDA に不可欠の重要な部分であり、効果的な取組みが必要である。BDRT はその他のシンガポール・イシュー（投資、競争、政府調達）の透明性）が DDA の交渉の対象から外されることは残念であるが、WTO でこれらのイシューを引き続き取り上げていくことを求めるものである。
- (7) BDRT は、これまで発展途上国の懸念を取り除くため、先進国が発展途上国のキャパシティ・ビルディングに協力し、市場アクセスなどの面で成果を出し、後発開発途上国が積極的に DDA に参加できるように努力を続けることを強調した。我々は、すべての WTO 加盟国が引き続きこの点真剣に取り組むべきであることを強調したい。
- (8) BDRT は、貿易問題において豊かな経験と優れた資質を持つ Pascal Lamy 氏が WTO の事務局長として DDA の成功に向けて優れた指導力を発揮することを期待する。しかしながら、すべての交渉項目において野心的でバランスのとれた妥結を達成するための究極な責任の所在は WTO 加盟国にあることを認識している。

(9) 今次ラウンド交渉は、21世紀にふさわしい新しい貿易ルールを確立する上で極めて重要な役割を果たすものである。これからの半年間は、DDAを成功に導く最後のチャンスである。EUと日本が緊密に協力して関係国を説得して、DDAの成功に向けてリーダーシップを発揮していくことを心から願うものである。

#### 現在までの対応状況

2001年のドーハ閣僚宣言を受け、ドーハ開発アジェンダ(DDA)(ドーハ・ラウンド)交渉に取り組んでいる。同交渉は、農業、非農産品市場アクセス(NAMA)、サービス、アンチダンピングなどのルール交渉、貿易円滑化、貿易と開発などを議論の対象としている。我が国は、市場アクセスのみならず、ルール策定や強化の分野も重視しており、バランスのとれた合意を達成するべく鋭意交渉に参加してきた。

昨年7月には主要国間で閣僚会合が開催されたものの、いわゆる「三角形(農業市場アクセス、農業補助金、NAMA)」の膠着状態が打開されず、交渉は一旦中断した。しかし、交渉中断後も我が国は、各種の関連閣僚会合への出席、関係各国との意見交換等に加え、民間の経済団体等にも働きかけるなど、交渉再開に向けて取り組んだ。

昨年11月、ラミー事務局長の提案を受け、農業やNAMA及びサービス、ルール、貿易円滑化など交渉グループ毎に実務レベルの議論が再開した。また、同月のAPEC首脳会議では、我が国からの働きかけもあり、ドーハ・ラウンド交渉再開を後押しする独立文書が発出された。本年に入り、米国・EU等の主要国間の政治レベルでの意見交換が活発化する中で、我が国も政治レベルで主要国に対しラウンド交渉の早期妥結に向けた協力を呼びかけた(安倍総理大臣:英国、ドイツ、ベルギー、フランス訪問、松岡農林水産大臣:フランス、米国訪問、甘利経済産業大臣:米国、ベルギー訪問)。NAMA分野では、昨年11月からの実務的交渉再開を受け、現在、分野別イニシアティブ、非関税障壁、途上国の扱い等の議論が行われている。鉱工業で強い競争力を

持つ我が国は、実質的な市場アクセスの改善につながる成果を目指し、早期にモダリティ合意がなされるよう、努力を継続してきている。

サービス分野では、昨年7月時点で同月末提出予定の第二次改訂オファーがより質の高いものとなるよう、途上国を含めて加盟国の気運が高まっていた。昨年11月の実務レベルの議論再開以後は、本格交渉再開に向けた交渉推進で加盟各国間の合意が得られており、サービス貿易自由化の推進派である我が国も、質の高い第二次改訂オファーの速やかな提出が実現するよう、引き続き努力している。

農業分野では、「攻めるべきは攻め、守るべきは守り、譲るべきは譲る」との考え方の下、我が国はこれまでと同様に、農業の多面的機能や食料安全保障等の非貿易關心事項にも配慮した、バランスのとれた最終合意を目指して交渉に積極的に取り組んでいる。

貿易円滑化の分野では、貿易関連手続の透明性・予見可能性・公平性を高めるための実効性のあるルールの策定が、貿易関係者全体に様々なメリットをもたらすとの認識の下、交渉に積極的に取り組んでいる。

我が国はラウンドを通じて途上国の開発を進め、それによって途上国が自由貿易体制から更なる利益を得られるようにするため、国境措置だけでなくサプライサイドの能力強化を含む貿易のための援助(aid for trade)に関する包括的な「開発イニシアティブ」を一昨年末の香港閣僚会議の機会に発表した。この一環として現在、後発開発途上国(LDC)に対する無税無枠措置の拡充のため、今国会に必要な法改正案を提出する予定である等、その着実な実施に努めている。

#### 今後の見通し

直近では1月27日にダボスでWTO非公式閣僚会合が開催される。その後は、本格的な交渉の再開に向けて更に気運が高まるとともに、ジュネーブでの交渉プロセスに加えて二国間や複数国間の動きを通じて、交渉の膠着状態の打開を模索する動きが

続いていくものと予想される。我が国としても、引き続き主要国の一角として、全体としてバランスの取れた合意に向けて精力的に交渉に参画していく。

また、ドーハ・ラウンド交渉の成功裡の妥結には、EUを含む関係各国との緊密な連携が欠かせない。先進国のみならず、途上国との意見交換も十分に行い、交渉プロセスへの有益な貢献を行っていきたい。

我が国政府はビジネス界との意見交換も含め、頻繁に民間部門との連絡を取ってきた。今後も引き続き民間部門との連携を深めていきたい。



## 第5ワーキング・パーティ（生命科学/バイオテクノロジー（LS&BT））

### 3.1. 全体的な提言

#### BDRT提言

- (1) 2002年に日EU両国においてそれぞれ制定された「LS&BT戦略」における行動計画が両政府の強力なイニシアティブのもと、引き続き推進されること。また、LS&BTの技術進歩と社会の変化に対応して、この行動計画の見直しが確実に行われること。産業界との協調のもと強化されたプロジェクトの事前・事後の評価機能により適切な資源の配分がなされなければならない。さらに、地域内あるいは地域間の人材（特にポスドク）の流動性を向上させるための手段を政府と産業界は互いに協力しながら検討しなければならない。
- (2) 2005年の提言「5-EJ-2」におけるEUおよび日本でのLS&BTの国民理解の推進に関して、特筆すべき進捗はなかった。政府は、産業界や学界と協力のもと強力な主導により、早急に「国のLS&BT理解推進計画」を策定し、「バイオテクノロジー関する国民の理解を加速し効率的に推進するための省庁横断的な本部を設置すべきである。EUと日本の情報の交流はその過程において有意義である。例えば、相互に成功例などの経験を紹介することにより、この問題に関する本質的な課題が明らかにでき、推進に有用である。また、学界の社会科学的なアプローチでの研究を振興し、先端技術のリスクとベネフィットを評価すべきである。
- (3) 政府の研究投資計画において、LS&BTへの研究を優先すること。  
日本政府は、2006年の第3期科学技術基本計画に沿って、LS&BT分野に継続的な投資を行うこと。  
LS&BT分野の研究開発は通常発売まで長期間を要することから、この分野の基礎研究への継続的な投資は重要である。また、社会科学や規制科学の分野の一層の投資は、EUや日本で行き詰っているLS&BTのパブリックアクセプタンス（国民の受容）を推進するために必須である。

#### 現在までの対応状況

- (1) 2002年12月にBT戦略会議が策定したバイオテクノロジー戦略大綱の趣旨を踏まえ、2006年3月、総合科学技術会議は「ライフサイエンス分野推進戦略」を策定し、本推進戦略の下、政府一体となってLS&BTの推進に取り組んでいるところ。  
また、2006年3月に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」においては科学技術システム改革の一環として「人材の流動性の向上」を、また、イノベーションを生み出すシステムの強化として「産学官の持続的・発展的な連携システムの構築」を掲げており、総合科学技術会議が中心となって、それぞれ具体の取組に向けて検討しているところ。

(2) 国民理解の推進については、第3期科学技術基本計画においても「社会・国民に支持される科学技術」を重視しており、「ライフサイエンス分野推進戦略」においてもライフサイエンスの研究開発成果に関する国民理解の促進を推進方策のひとつに掲げた。特に、ヒトに関するクローン技術等の生命倫理問題については、総合科学技術会議の生命倫理専門調査会を中心として府省横断的な連携強化に取り組んでいる。

(3)

第3期科学技術計画に則り、ライフサイエンス分野は重点4分野のひとつとして2011年までに政府が集中的かつ継続的に投資を行うこととした。

第3期科学技術基本計画においては、LS & BT分野を含む現代社会の諸問題の克服に当たって、人文・社会科学の役割は重要であり、自然科学と人文・社会科学を合わせた統合的な取組を進めることを明記した。

#### 今後の見通し

総合科学技術会議を中心として、第3期科学技術基本計画及びライフサイエンス分野推進戦略のフォローアップを着実に実行。政府一体となってLS & BT分野の発展に向けた推進を図っていく予定。

特に、「臨床研究・臨床への橋渡し研究」については、第3期基本計画中に政府として集中投資すべき「戦略重点科学技術」のひとつに選定され、今後は府省の壁を越えて一体的プログラムとして進めるべき「各省連携戦略プロジェクト」として、産学官の連携の観点からも積極的に推進していく予定。

2007年度においては、ライフサイエンス予算は約3,000億円を計上することとしており、科学技術予算全体の10%弱を占めている。

## 3.2. 健康LS&BT

### BDRT提言

- (1) 医薬品の価格システムが、イノベーションの障害とならないように、政府と業界の対話の仕組みを確保すること。産業振興施策と価格政策の一貫性が、健康産業の競争力向上のための鍵である。

一貫した産業振興について討議するために、日本において、政府と産業の対話のための公式の委員会を設置することを強く要望する。

医療の発展のために必須であると考えられる「医薬品の革新性を反映した価格システム」の実現に向けた対話を強めること。
- (2) 臨床研究への投資を増加し、臨床研究・治験の体制整備を促進すること。政府は、研究プログラムの中で臨床研究への投資を優先的投資対象に位置づけること。また、トランスレーショナル(橋渡し)研究への重点的な支援は、基礎的発見の実用化のために重要である。
- (3) 医薬品の世界同時開発への要求が高まっていることを考慮し、規制の調和を促進すること。臨床データ、特に副作用データ、の取扱いに関して国際的な共通ルールを適応すべきである。バイオシミラーの承認審査については、当局は患者の安全を最優先に確保すべく慎重でなければならない。日本政府は、医薬品医療機器総合機構(PMDA)がその質的および量的能力を強化することを奨励すべきである。

### 現在までの対応状況

- (1) 厚生労働省としては、産業界との対話の機会を持つことは重要であると考えており、国内外の企業を問わず常にオープンに意見をお聞きしているところである。厚生労働省は、平成18年に設置された新医薬品産業ビジョン策定ワーキングを設置し、3回に渡り、研究開発・薬事制度・薬価制度など医薬品産業に係る様々なテーマについて産業界から御意見をお伺いし、意見交換を行った。

また、我が国における医薬品分野のイノベーション創出と産業の国際競争力強化に係る諸施策の方向性について、産官学のトップが認識を共有することを目的として、厚生労働大臣主催により、省庁横断的な産官学による対話を行うこととし、その第1回目を平成19年1月31日に開催したところである。

これらの官民対話においては、欧州系製薬企業の団体である EFPIA Japan (欧州製薬団体連合会)の代表の出席を求め、発言の機会を確保している。

新薬の研究開発(R&D)には、多大な時間と費用を要する一方で、成功確率が高いとはいえないことから、良い新薬の恩恵を今後とも国民が享受するようにするために、将来の研究開発原資が確保されることが不可欠である。

平成17年12月16日の中央社会保険医療協議会にとりまとめられた「平成1

8年度薬価制度改革の骨子」に基づき、平成18年度から薬価算定組織が薬価算定案を決定する前に、補正加算の適用を希望する新薬収載希望者に対して、直接意見表明をする機会を与えることとした。

- (2)平成15年に文部科学省と厚生労働省が共同で策定した「全国治験活性化3カ年計画」に基づき、引き続き治験環境の整備を図っている。具体的には国民に対する治験の意義等に関する普及啓発活動を行っている他、医療機関における治験環境整備のための施策として、医療現場において医師等が行う治験のサポート等を行う治験コーディネーターの養成を進め、治験の実施体制の強化に努めている。

治験を含む臨床研究全体を推進するために、厚生労働省科学研究費補助金により、臨床研究を担う若手医師や生物統計家等の人材の養成等を行う臨床研究基盤整備推進事業を平成18年度から実施している。さらに、平成17年6月からは「次期治験活性化計画策定のための検討会」を設置し、治験の実施体制の確保、人材育成、効率化、普及啓発等について検討を行い、「新たな治験活性化5ヶ年計画」を策定中である。

なお、平成19年度の「科学技術に関する予算、人材等の資源配分方針」において、基礎研究の臨床への橋渡し研究・治験等の臨床研究等を国が重点的に推進すべき事項としているところである。

また、第3期科学技術基本計画の基となる総合科学技術会議の答申では、「社会に支持され、成果を還元する科学技術」を基本姿勢に挙げている。本計画のもと、総合科学技術会議が平成18年3月に政府のライフサイエンス分野推進戦略を策定しており、臨床試験・臨床への橋渡し研究の推進方策について盛り込んでいるところである。

- (3)ICHの設立以来、厚生労働省は日米EU医薬品規制調和国際会議(ICH)の活動を通じ、日米EUにおける新医薬品に係る薬事規制の調和を促進してきたところである。副作用データをはじめとする臨床データの取扱いに関しても、ICHのガイドラインを遵守してきているところである。

バイオシミラーを含む医薬品の承認審査については、安全性、有効性及び品質の観点から行ってきているところである。また、審査体制の強化については、医薬品医療機器総合機構の審査員の増員に努めているほか、審査業務等の進行管理強化や外部研修の活用等による審査員の質の向上を図っているところである。

## 今後の見通し

- (1) 今後とも引き続き積極的に意見交換を行っていききたい。  
今後とも制度を適切に運用するとともに、「平成18年度薬価制度改革の骨子」に基づいた運用を行ってまいりたい。
- (2) 今後とも、「治験のあり方に関する検討会」の枠組みの中で検討していくなど、我

が国における治験環境の整備、トランスレーショナル研究への重点的支援を行って参りたい。

(3) 今後とも引き続き積極的に対応して参りたい。

### 3.3 . 工業/環境 L S & B T ( I E B )

#### BDRT提言

- (1) 産業界がバイオテクノロジーを活用し、より持続可能な生産プロセスに転換するようインセンティブを提供すること。  
持続可能な生産技術の実施を加速するように、インセンティブとして減税措置や投資優遇措置を高ずること。  
バイオマスの利用やバイオエタノール燃料の生産のためのインフラ整備への財政的援助を講じること。
- (2) 日本においては、バイオリファイナリーやバイオエタノール、バイオプラスチックなどのバイオテクノロジー・デモ・プロジェクトの推進について進捗が見られた。このような振興策を推進し、これらの事業の商用化を促進するためのさらなる支援策を講じること。

#### 現在までの対応状況

- (1) 経済産業省及びNEDO(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)では、工業プロセスや環境関連分野へのバイオテクノロジーの利用を促進することにより、生物機能を活用した高度モノ作り社会の構築を図りつつ、廃棄物、汚染物質等の生分解・処理技術の高度化を通じ、環境に調和した循環型産業システムの創造を図ることを目的とした研究開発プログラム(生物機能活用型循環産業システム創造プログラム)を実施している。  
(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)
- (2) 上記(1)のプログラムの中のプロジェクトとして、経済産業省及びNEDOでは、生物機能を活用したバイオマス由来の有用物質生産技術などのバイオ・リファイナリー技術の実用化開発を実施している。

#### 今後の見通し

- (1) 生物機能活用型循環産業システム創造プログラムにおいて、2010年度を目処に、安全性の確保や生態系の保全を図りつつ、バイオプロセスによって有用物質を生産し、廃棄物や汚染物質を発酵等により処理又は再資源化するという、循環型の産業システムの実現に資する技術基盤の構築とその実用化を図ることを目標としている。  
(税制改正全般の立場に関しては、本レポート末尾の別紙を参照。)
- (2) 上記(1)のプログラムにおいて、2010年度までに、バイオマスを原料に高効率

で糖化し、糖から高効率で各種化成品の基幹物質を生産するバイオプロセス体系 (バイオリファイナリー技術)を構築することを目標としている。

## 34. 植物LS&BT

### BDRT提言

EU および日本の中央政府の GMO(組換え生物)作物に関する現状の規制のフレームワークについて実施を進め徹底すること。

日本国政府は、国によって安全性が確認され国内での栽培および利用が承認された GMO 作物については、地方公共団体の条例・指針等によって、その利用が規制・遅延・制限されることをなくすための効果的な措置を行うこと。

日本国政府は、近い将来の経済の持続的成長のために GMO 作物が重要であることについて全国的な議論を立ち上げ、すべての関係者(ステークホルダー)が積極的に議論に参加するよう奨励すべき。

### 現在までの対応状況

農林水産省では、BT戦略会議関係省庁連絡会が策定した「バイオテクノロジーに関する国民理解促進に向けて」等に基づき、分かりやすい情報の発信と国民との対話による理解の浸透に努めており、例えば、遺伝子組換え作物等に関する意識調査委託事業として平成18年度から新たに、有識者等で構成される「バイテクコミュニケーション企画会議」や全国8ヶ所で消費者も参加する「地域コミュニケーション会議」などを開催している。

2006年3月に閣議決定された「第3期科学技術基本計画」においては、遺伝子組換え作物についての国民理解を得るためには、リスク管理や安全性の審査の情報開示、便益や安全性に関する科学的根拠の十分な説明を行うなどの取組を進め、国民の中に安全性やリスク・便益両面に対する正しい認識と技術に対する安心感を広げていくことが必要であるとの方針が明記された。

### 今後の見通し

第3期科学技術基本計画のライフサイエンス分野推進戦略に基づき、引き続き、分かりやすい情報の発信と国民との対話による理解の浸透に努めていく。



(別紙)

## 税制関連提案について

税制改正については、毎年の税制改正プロセスにおいて、各省庁から税務当局に出された要望・意見について、経済情勢や財政事情等を勘案しつつ、政府・与党の税制調査会の議論を踏まえ決定されるものであり、BDRTのご提案を含め各層の意見等については、各省庁が税制改正要望を作成する際に、参考とされ、毎年の税制改正に反映されてきたところ。

第8回日 EU BDRT 本会合の提言においては、

第1ワーキング・パーティ(貿易・投資)

2. 投資の成果に対する保障

4. 法制・税制上の観点からの事業再編の支援

9. 海外投資を支える法制・税制の近代化

22. CFC 税制(タックス・ヘイブン税制)の改正

第2ワーキング・パーティ(会計・税制)

24. 税制

第5ワーキング・パーティ(生命科学/バイオテクノロジー (LS&BT))

33. 工業/環境 LS&BT (IEB)

の各項目において税制関連提案がなされているが、適切と考えられる要望については、ビジネス環境改善の観点から参考とさせていただきたい。

なお BDRT のご提案のうち、例えば24.(4)では、移転価格課税の納税者への過大な負担を避ける為、課税処分が行われる前に、相手国である相互協議当局との事前の準備、対応を求めることが出来るようにとの要望を頂いていたところ、我が国は、2007 年度税制改正において、移転価格税制における租税条約の相手国との相互協議に係る納税猶予制度を創設することとしている。